

甲南大学 総合研究所所報

甲南大学総合研究所

〒658-8501 神戸市東灘区岡本8-9-1

電話 (078)435-2331 (ダイヤルイン)

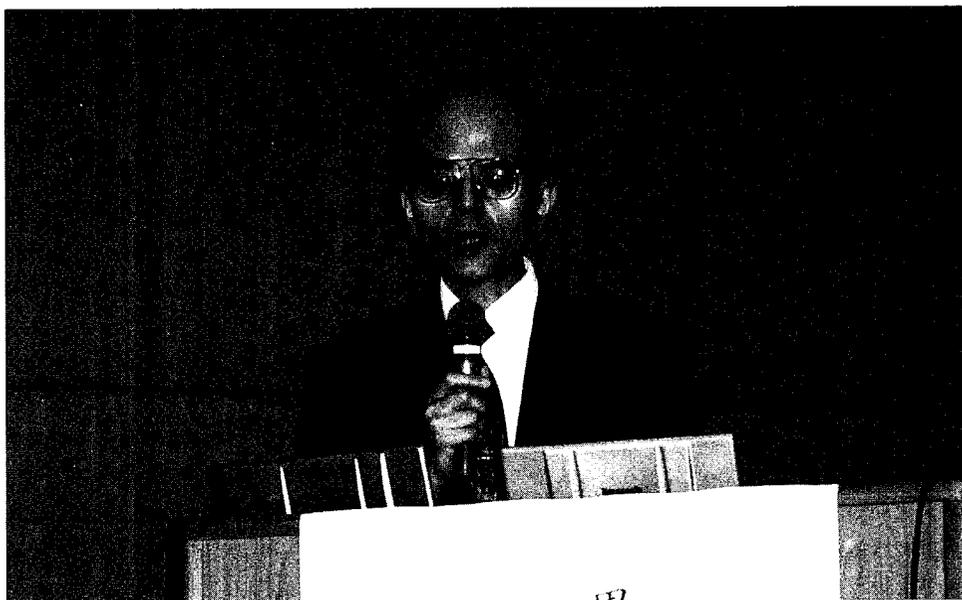
第42回 甲南大学総合研究所公開講演会

「司法改革と裁判員裁判」

平成18年7月29日(土)

講師 渡辺 顕修氏

(甲南大学法科大学院長・教授)



有村兼彬所長：

本日は甲南大学総合研究所の公開講演会に暑い中お出まし下さりましてありがとうございます。今回は甲南大学法科大学院長をなさっておられる渡辺顕修先生に講演をお願いいたしまして、『司法改革と裁判員裁判』というタイトルでお話していただくことになりました。渡辺先生はマスコミあるいは

御著書等とおして、ここに来られている方々はよくご存知と思いますが、幅広く活躍なさっておられる先生で、確か4年前だったと思いますが、法科大学院を設立するに当たって甲南大学に赴任して頂いております。昨今、司法改革という用語を私達はよく耳にしますし、法科大学院が出来たのも司法改革の一環として法曹の養成という事だったのだろうと理

解しております。また「裁判員裁判」という言葉もよく最近耳します。私がある新聞を読んでいた時に、裁判員を務めることは国民の義務だから仕方がないけれどもかなりの人が不安を持っていると書いてありましたので、この機会に渡辺先生にお話をしてもらおうかという事になった訳です。インターネットで調べて見ますと国民の義務だから引き受けなければいけないと8割の人が思うものの、喜んで引き受けるという人の率は年が上がるにつれて下がっていくという傾向がある様です。それには人を裁くことは出来るか、自分にそれなりのちゃんとした事が出来るのだろうかという不安感がかなりあるということがデータとして上がっているようです。それともう一つは、子育て中の人達、特に家で介護をなさっている人達にそれだけの時間があるのかという不安を感じている方がかなり多いというデータもあるようです。ここに来られている方も、疑問に思っておられるとか、或いは漠然と不安に思っておられるのではなからうかと思えます。今日は渡辺先生の話をお伺いすることによって、私達も「裁判員裁判」の理解を深めていきたいと思っております。それでは先生よろしくお願い致します。

渡辺顕修先生：

皆さん暑い中わざわざ甲南大学までお越しいただきましてありがとうございます。私は今ここに出ていますとおり、法科大学院を預かっております渡辺顕修と申しますが、学校行政上は顕修という名前で仕事を致しますけれども、研究者としてはもう少し簡単な字で渡辺修という字を使って仕事をしております。少し年配の方も多いようですけれども、この神戸のあたりではお盆にはお坊さんはどんな形で来られるのでしょうか、月行でしょうか、毎月来られるのでしょうか、お盆は旧盆、新盆どちらなんだろうかね。といいますのは、私の髪の色を見て頂いたら御推察できるかと思いますが、院長・弁護士のほかには坊主というものをやっています、8月のお盆の頃になりますと、今、父親が小さな寺を山梨の方で預かっておりますけれども、私ものこのこと出かけていまして、いつもは六法を片手にしておりますがその時だけ日蓮宗のお経を片手にしております。たまにしか読まないものでとちるんですよ。とちる時のごまかし方は咳をするんですよ。皆さん方の家にお坊さんが来られた時、咳き込んだら間違ったんだと思ってそっとしといて上げて下さい。

今日はですね、先程紹介がありました通り「裁判員裁判」、皆さん方自身が実際に有罪無罪を決めた上で刑の量刑まで決めるそういう仕事を負わなければいけない、そういう制度が始まります。2009年5月から始まります。そんな制度は何故出来たのかという事と、果たして十分な裁判が出来るのかという、大きくいうとその二つの事について一緒に考えてみましょう。よろしいでしょうか。お手元にレジメを配っていますのでざっとどんな話をするのかレジメにそって確認しておきましょう。右下の方に大きなページ数がうってますからその数字を言いながら確認しますね。1ページの左上大まかに言うと5つの柱について話をします。「裁判員裁判」の背景のことが半分位です。それからやはりポイントは市民が裁判に関われるのかですが三つに分かれます。法律のことが分かるのか、事実認定できるのだろうか、最後にうまく量刑できるのかな、この2. 3. 4を少し考えましょう。1ページの右上ですが「裁判員裁判」をですね、それを理解するためにざっと刑事裁判の流れを見ましょう。それから何でこんなものが出てきたのかという司法改革の意味について、これは少し渡辺流の解釈を入れながらお話をします。

いずれにせよ1ページ左下にあるとおり、21世紀の初頭に新しい司法改革の一つの柱として裁判員制度が始まる事になりました。2ページ目を見て下さい。2ページの左上の所で、司法改革は何故必要なのかという事について少しお話をします。そのきっかけとなるようなスライドを2ページ左上と右上に載せています。バブル経済、これが鍵だと考えています。それを乗り越えるために2ページ左下、司法による社会構造改革を目指すのです。じゃその裁判員の役割は何かというと3ページを見て下さい。3ページの左上、裁判員と裁判官と一緒に裁判をするんだ、これがポイント。これを考える上で3ページの右上、裁判官だけに任す裁判と裁判員にも任せる裁判とどっちがいいのだろうか、少し考えてみましょう。

そのために、繰り返しになりますが、3ページ左下、事実認定・法令適用・刑の量定、こうした裁判員の役割を市民は十分に果たせるのか、これを考えてみて、これについて積極的な答えが出れば「裁判員裁判」はうまくいく、こういうことになります。そこで4ページに行きましょう。裁判員がうまく機能するにはどういう条件が必要なのかについて少し触れた後、4ページの左下、実際に皆さん方と一緒に

に考えて見たらいいですよ。市民に法律判断は出来るのか、簡単なケースを使ってやって見ますからね。結論は簡単なんです。充分に出来る、これが答えです。そこにそのケースを出しています。その次に5ページに行ってください。5ページの左下のところで、一つは事実認定ってプロにしか出来ないんじゃないかと思う必要が無いという話を致します。但しその為には、二つの事を押さてもらわなければいけない。5ページ左下、証拠を尊重することと、5ページ右下、権利を尊重すること。こんな話をします。

6ページを開いて下さい。6ページの左上、右上は今言った事実認定に関わる話の流れですが、左下4のところ市民と量刑、こういうテーマがありますが、実はですねここはまだ十分に議論がこなれていません。何を言いたいかと言うと、裁判官が量刑にあたって重視する要素と、現段階で市民が量刑上重視する事情・要素・ポイントに少し食い違いがあるんです。これはもう少し調整する必要があるでしょう。それが今どういう点で食い違っているのかを確認する。そして最後にまとめ。こんな流れでお話させて頂く事にします。よろしいでしょうか。

「裁判員裁判」と言ってもなかなか雰囲気をつかめないでしょう。そこで最高裁から私がもらっている「評議」と言うビデオがあるんですがちょっとだけ見てみましょう。

こういう評議室に入って、裁判官が事実の認定、裁判官、裁判員が事実の認定と量刑について判断をするのですが、例えばこの事件では何が問題となったかと言うと、恋人が不倫をして不倫相手を男の方が刺す、傷害を負わせる、こういう事件です。ポイントは怪我を負わせる時に心の中はどうだったか。殺そうと思ったのか、怪我ぐらいで済まそうと思っていたのか。これで犯罪の形が全く違う。殺人未遂か、傷害か。これをテーマにした「裁判員裁判」の様子なんですがコマだけちょっとだけ様子を見てみましょう。

こんな感じなんです。「『こんな事件まで起こしてしまった。まだ若くて、これからだと言うのに、全く哀れとしかいい様がありません。』『哀れ』『何か』『エッ』。担当した事件は殺人未遂事件だった。会社員である被告人が学生時代からの友人である被害者を果物ナイフで刺したというものだ。被告人は婚約者と同棲していた。ところがその婚約者が被告人の親友と親密な関係になってしまったのだ。それを被告人が知るところとなり今回の事件となった。

検察官は殺人未遂罪が成立し、しかも被告人の殺意は強かったと主張。被告人と弁護人は、逃げていた被害者が急に立ち止まった為、持っていた果物ナイフが刺さってしまった。つまり、殺意は無く傷害罪が成立するに留まると主張している。」と言った事件を皆さん方が実際に裁判をふまえた上で判断しなければいけない、これが「裁判員裁判」です。

先程言ったとおり、いくつかのポイントに従いながら分析してみる事にしましょう。最初に皆さん方はだいたいご存知だとは思いますが、刑事裁判の流れを確認しておきましょう。スライドを見て下されば常識的なことですから、分かると思います。事件がおきます。警察・捜査機関が動きます。犯罪の捜査をします。何をするかと言うと、証拠を集めるんです。当たり前のことです。犯人と証拠を集めること、これが捜査機関の役目です。じゃ次どうなるかと言うと、公訴という段階に入ります。

少し難しい言葉かな。主体は検察官です。捜査機関が集めた犯人と証拠に従ってその内容を検討し、起訴した方が良いかそれとも今回は勘弁したほうが良いか、起訴猶予にするのかを、判断する、その全ての権限を今は、検察官が担っています。その目的は有罪を立証し犯人を処罰する、これが起訴。もう一つは、犯人の更生を考えたんだったら、今回は社会の中にそっとしておいた方がいいかなと言った判断もあります。

さて裁判員が登場するのはこの次の段階。裁判の段階。

今はプロの裁判官のみが主人公。検察官の証拠に基づいて、法廷にいる被告人が、果たして有罪か無罪か。有罪であれば、どれくらいの刑に服すべきなのかをプロの裁判官達だけが判断している。ここに市民が登場する。これが「裁判員裁判」。

じゃ何故市民が今まで50年間にわたって戦後かつて1度も裁判官席に座らせてもらったことが無いのに、21世紀に入ってわざわざ登場しなければいけなかったのかについて少し振り返ってみましょう。司法制度改革審議会の「21世紀の日本の司法を支える」と題する意見書が、平成13年、文字どおり20世紀の末から21世紀のちょうどブリッジとなる年に出来上がりました。この意見書で、司法における国民的基盤の確立、そのために国民が端的に司法に参加する制度を作るべきだ、ということが提言されました。これが「裁判員制度」です。何故でしょう。

これはいくらか私なりの判断・解釈・価値観が入

っていますので、必要があればまた後で議論しましょう。私は20世紀に日本には大きな悲劇が2つあったと考えています。一つは周知の通り太平洋戦争。期間は、実は3年8ヶ月。案外短いんです。こんな事を言うとご経験のある方々には失礼な事かも知れませんが、と同時に幸いなことにも、これが逆に日本のその後の再生と復興への大きなきっかけとなったことは、皆さん方をご存知の事でしょう。

ところが、20世紀に実は、もっと大きな悲劇があったのです。バブル経済です。時期は、若干経済学者などの判断によって違う様ですが、こちらの方がもっと長かった。4年3ヶ月。どうなったかという、実は後に述べますとおり、私は日本の国家そのものの崩壊と解体への契機になってしまい、まだこの契機を摘み取る事が出来ない状態にいるものと考えています。どういう事でしょう。

バブル経済は何をもたらしたか。ごめんなさいね、私は刑事訴訟法の専攻で実は会社に勤めていたことが無いにも関わらず、偉そうに会社企業経営関係の事を言うので、笑っちゃうかも知れませんが、後でこの点は少しご意見を聞かせて下さい。

バブル経済の特徴は、我々から言えば簡単なんです。汗水たらさなくたって儲かる状態が出来上がった、それがこの期間です。それが崩壊した時にどうなったか。この間に汚職・倒産・廃業等様々な経済活動上の悪しき状態が次々と起きていったんです。それは乗り越えられたかと言うと、しばらくの間不況・失業・閉塞状態になって、今ようやく数字の上での経済回復はなされていると宣伝はされています。しかし、実はですね、大変な問題を残してしまっている。何かと言うとこれです。ひらがなで書けば簡単に済むような、わが国の日本の戦後の復興を支えてきたモラルの崩壊なんです。

まじめさ・勤勉さ・勤労・建設・協力・発展、こんな言葉遣いで自分の将来を語る若者たち、今はいません。見るも無残なものです。政治について前向きに語ろうとする若い世代は、もういないです。我々が、1970年代学生だった頃、未だいわゆる学生運動が華やかかりし頃、大人たちが眉をひそめていたその運動は実はその後の活力を産んでいるのです。私にとってもあの時代はいい時代でした。だからこういう議論が出来る視点を持っているんだと思っているぐらいなんです。

今、この種の分析自体が若者には全然出来ないのをお気づきでしょうか。つまり社会の正義感が崩壊

してしまっている。だから、皆さん、毎日の新聞を見て御覧なさい。政治の汚職、そしてプロ公認会計士が平然と粉飾決算をしている。議員が議員たる仕事をしようとしな。名板貸しをする。大学の教授がデータを捏造する。もってのほかですね。建築士のですね、偽造問題もありました。

さらにこういういわば普通の会社の普通の業務の中で部長級が逮捕される。部長級って一体どういう人かと見てみますと、見て下さい大企業ばかりです。しかも逮捕された容疑者の年齢を見て下さい。私と大体同年代なんですよ。こういう連中が会社でまじめに仕事をしながら犯罪をする時代なんです、今は。つまりバブル経済は、わが国の社会の崩壊、国家存亡に関わる様な歴史的危機を作り出しており、繰り返しますが、それは未だ終わってません。表面的な数字だけで、少し景気が回復したなど思っているのはとんでもない誤りだと思います。

くりかえします、バブルは日本国家に何を残したか。組織・IT・ネット。これはわが国の社会を発展させる契機となるはずだった。新しい技術・新しい人間の集まりだったはずですが、それどころか今や、21世紀のわが国社会のウイルスになりかねない。こういう状態になっている。

その典型がこの人でしょう。そしてもう一人彼でしょう。そして現にこの二人はつるんでいた事がはっきりした訳でしょう。両方とも東大出ですよ。一人は官僚出ですよ。エリート大学でエリート教育さえ出来なくなっているんです。恐るべき時代だと皆さん方思いませんか？

しかも我が国は、色んな要因で人口が現に減りつつあるんです。この恐ろしさ、恐怖感として感じる事が出来るでしょうか。もっと遠い先の事だからと言う訳にはいかないですよ。みると社会は活力を失っていくわけです。年をとった人間が活力を持てる理由は、何でしょうか。若い人達がいるからです。若い人達に、若い者はダメやなと言いながら、自分の持っているものを伝える事が出来るから元気なんです。その世代が今消えつつあるんです。

現段階における我が国日本民族の特徴を語ってみればですね、まず第一に、世界で通用する英語が殆ど話せない。太平洋の端っこにいる島国の中に閉じこもっている。お金だけは持っているみたいだが、内向きの文化を相変わらず尊ぶ。しかも残念ですが男が社会の権力を支配している。そして少子高齢化を防げない。さらに最後に国のありかたを考える教

育が出来ないんです。

この甲南でも残念ですが、そういう教育はしていません。出来るような教師達、骨のある教師達がないからです。何となく自分たちの専門的な事だけをさも偉そうに語っているだけ。そんなものはっきり言って、

意味が無いです。哲学の無い専門性なんて全く役に立たないんですが、残念ですがそういう事を語ると今は大学では嫌われるんです。そういう時代だと言う事を良く認識して下さい。

だからこそせめて司法による社会構造改革は必要になって来ているのです。司法改革というのは、私に言わせると歴史的な国家としての日本の悲鳴なんです。何とかしてこの世紀を乗り切り、新しい世界の中で新しい形のリーダーシップを担う為に、日本を再生しなければいけないその一コマの構造改革です。先程言ったとおり社会全般がモラルを喪失し、会社ぐるみで犯罪を行なわれる時代。必要なのは、法律家たちです。それは新しく養成しなければならず、しかも大量に養成する必要がある。それを担っているのが、ここ甲南にも出来た法科大学院です。そしてもう一つ、プロだけにはもう司法そのものを任せておくことは出来ないのです。だから市民の刑事裁判の参加、市民が監視し決定し責任を終えるシステムが是非とも必要になってきた。これが「裁判員制度」です。

じゃその裁判員はどういう役割を果たす事になっていくのかということを考えていきましょう。そのためにやはり、今までプロがやっていた事に市民が参加していいのかどうなのか、それからその点を技術的な形で振り返ってみると、裁判官と裁判員の数ってどんなバランスがいいのだろうか、この事に付いて少しだけ考えていきましょう。

と言ってこれは私は決断するしかないと思うんです。今までだって私は我が国の刑事司法がプロの裁判官達に任せていたために、とんでもない状態になっているとは思いません。とんでもない状態と言うのは、刑事裁判の場合には、おおむね三つ位の要素があります。刑事裁判が病理現象に陥っているというふうに言わなければいけないのは三つあるんです。一つはですね、まずはっきりしているのは冤罪です。白が黒にされる事、これは絶対に避けなければいけない。もう一つはこれと少し似たような問題なんですけれど、実は小さな犯罪なんだけども大きく描かれると言う冤罪が実はあるんですよ。白黒冤

罪と大小冤罪、こんなあだ名を私達はつけています。両方とも避けなければいけないのです。

実はもう一つは時の問題なんです。正義の実現は、迅速ですばやくなければいけないんですよ。四分の一世紀前の事件を最高裁がようやく片付けた、そんな司法、皆さん方このITの時代に、時がどんどん経っていく時代にですね信頼できますか。冤罪を防ぐため、慎重に裁判をするのはいいかもしれませんが、市民が信頼できない司法の元で正義を実現したってもはやそれは正義とはもはや言いません。中国のように、公開処刑を迅速にやるのがいいかどうかこれは又議論しましょう。しかしわが国は、一定の事件については明らかに遅すぎる。最も念のために言うておきます。実はそう言うておきながら殆どの事件は結構迅速に済んでいるんです。殺人事件等でも、無罪だと主張をしている被告人がいるとして、裁判でも概ね一年程度で片が付いているんです。しかもその一年はどのような一年かと言うと毎日裁判をやる一年ではないです。ひと月からひと月半に一回裁判をやるリズムでの一年半ぐらい、一年程度です。もう少しクッククックと詰めてやれば実は2~3ヶ月で今でも終える事は出来るんです。

いずれにせよ、三つの要素。白黒冤罪・代償冤罪そして迅速な裁判の実現。この角度から見た時私は、決定的な病理現象に陥っているとは思いませんが、プロだけに任せておいた金属疲労は明らかに出ています。一つはやはり著名事件でダラダラダラダラとした裁判が行われている理由は、あれはプロがお互いにいわばもたれ合ってやっているからなんです。その構造を改革するためには、そんなプロ達の暇な裁判に付き合っていられない忙しい市民を入れればいい。

日本の裁判官はプロですから、滅多に冤罪はないと私は思っています。しかしですね、実は逆に言うてこういうことなんです。検察官も慎重に起訴しますから、ほとんどの事件がしっかりとした証拠に基づく起訴がなされているんです。だから結果から言うて、概ね有罪になっていいはずなんです。逆に、毎日毎日有罪の事件ばかり処理している裁判官は、職業意識の問題としてたまに「私、無罪です」と言う被告人を見た時どう思います。『又こいついい加減な事を言いやがって』としか思わないんです。ここが最大の問題なんです。そこに金属疲労が起きちゃうんです。無罪だと主張するその人の声を、真剣に聞けなくなってしまうと言う金属疲労です。こ

これは避けなければいけない。避けるためには、一つの事件についてのみ担当する、判断主体を入れればいいんです。それが裁判員です。

裁判員は我が国の場合は、一つの事件についてのみ責任を持ちます。まさに一期一会なんです。真剣にやってくれますよ。裁判官と違った感覚で証拠を見てくれます。裁判官と違った目で被告人を見てくれますよ。その感覚を入れて事実の認定をし量刑をする事、ここに意味がある。そういう意味で私は、今日本の裁判が病理現象にあるから裁判員を入れるという風に考える必要は無いと思います。むしろ金属疲労を癒して、そして今後金属疲労が進んでいって破断して司法が崩壊するのを防ぐためにも、そしてまた市民が自分達自身の司法に責任を負うためにもこの「裁判員制度」という形での市民の参加が求められていると考えています。

で、繰り返しますが、その裁判員が担うのは三つの役割、事実の認定、法律を実際の事件に適用してみる事、でどの位の刑罰にするかを定める事、この三つの役割ですが、後で見ると皆様方でも充分に出来ます。その替わりプロにはプロなりの仕事を任せましょう。法令の解釈そのものは彼らに委ねて教えてもらった方がいいでしょう。それから手続き的なこと、これについてまであんまり口出しをする必要も無いでしょう。そういう形で裁判員と裁判官とのそれぞれの個性を活かした形での共同が出来れば、私は意味のある、有意義な「裁判員裁判」が出来上がると考えている。

もちろん「裁判員裁判」の対象となる犯罪は国民の関心のある重大犯罪。人が死ぬ、故意に人を殺した、こういうのを中身とする事件に限られる事になりますが。もちろん裁判員に負担をかけない為のプロたちの「責務」については、法律でも定められています。連日開廷する事とか、裁判については、ここ、迅速でわかりやすいものにしろ、なんて事をですね、わが国は法律に書かなければいけない状態であったんですね。裁判をわかりやすいものにしろ。じゃあ、今までは何だったのかということになってしまう。しかし逆に、法律の上でも、プロだけの裁判では、こういう意味で問題があるということを堂々と適したという点では、潔いとも思っています。

今、最高裁の方もこの「裁判員裁判」を実現するのに全力を挙げております。その一旦として色んなアンケート調査をしておりますが、例えば分かりやすい裁判、いろんな要素が必要であるという事がア

ンケートでも分かってきています。例えば、書類をあんまり読ませるなよ、プロは分かりやすい言葉で説明しろよ、専門用語は使うなよ、それからここ、裁判官は裁判員に自由を話をさせろよ、これなかったら意味無いだろう、いう事がですね、指摘されています。連続的開廷についてもですね、忙しい皆さん方の生活との関連で、本当に毎日と言う事もあり得るでしょうし、それから、二日間程度ずつ使うとか、あるいは少し週を送るといったようないろんな多様の組み合わせをすることによって、その事件を担当する、その裁判員グループにとって、市民生活を破壊しない形での開廷の仕方も充分に出来ます。連日開廷だから、何でもかんでも毎日やらなければいけないというものでもありません。そんなかたくなな事は最高裁も考えてはいません。

それからもう一つは、数のバランスの問題です。とはいえ、やはりプロの裁判官たちと一緒にするわけですから、今まで重大な事件は三人の裁判官が担当している事になっておりましたので、この数を変えることは出来ないんですよ。じゃあ市民が入った時に、何人位がバランスの問題として、落ち着きどころがいいのか、これはこの制度が出来る時に、かなり議論されました。実はこの組み合わせ、裁判員4と裁判官3、これ位で大体どうだろうかとという事で、司法制度審議会の議論は一旦落ち着いたのです。最高裁もこれ位の「裁判員裁判」を実現する、そういう方向で準備を実は始めたんです。

小さなエピソードですけどもね。私もこういう形になるだろうと思っていた頃に、この甲南大学のキャンパスの表玄関にある、ロースクール棟の設計に携わったんです。その4階に法廷教室を作ったんです。「裁判員裁判」が始まることは当然見越してましたから、当時の理事長にお願いして、しっかりとした法廷を作ってもらおうと思ってですね、最高裁もこういう数の法廷を見越して、多分新しい法廷を作るだろうと思って、当時最新の京都地裁に出かけていきましたよ。で、将来「裁判員裁判」をやるだろうその法廷を計測させてもらって、それを再現して作って、やった一と思って、理事長に報告をして得々としていたら、しばらくすると、裁判員の数が増えちゃったんですよ。参ったなあと思ってね。いずれ裁判員裁判が始まった時には、法廷教室もちょっと改修しなきゃいけないなと思っているところです。

皆さん方、もう既にこれは法律の上で制度として決まったのでね、前提としてでもいいですが、どう

思います、これくらいの数ともう少し増えた、このバランス。どちらがいろんな意味を込めてですが、心に馴染むでしょうか。有罪無罪を決め、量刑を決めなければいけない時に、市民だけで勝手にやるんじゃないじゃなくて、プロも一緒にしなければいけない事を前提とした時の数の問題なんです。実は、もっと多い方がいいという意見も一部にはありました。しかしそれはそれで困った問題が出てくるんです。困った問題は何かというと、意見のまとまりがつかなくなってしまいます。アメリカは、いいですか、12人の陪審員で有罪無罪を決めますけれども、なぜあれが持つのかというと、プロがいないからなんです、逆に言うと。素人は素人だけでやんなさい、というんであれば、そういうまとまり方をするんだと思うんです。

プロの役割も活かし、それから市民の良識も入れる数のバランスとして、どの位が妥当なのかというバランスの図り方をする必要はあるんですよ。少なすぎる事がいけないのはこれは分かりきった事です、多すぎるのもダメだということで、今取り敢えずは、この6人の市民と3人のプロとで、事実認定を行なうシステムとして動く事になります。で、私は基本的にですね、こういう形でうまくいくだろうと思っているんです。理由はいくつか挙げておきますね。一つには我が国は、非常に教育水準が高いんですよ。文盲率というのはさきわめて低いんですよ。これは文明国家の中では珍しい国と言う程に教育水準が高いと思います。これは江戸時代に確立した事です。それから公の仕事に対する責任感はおお強いです。つまり、普通の一市民と自分で思っている人も、あなたは裁判員ですよ、というふうに説明され、その立場に現に立ち、そういう仕事をやらなければいけないと覚悟を決めれば、それに応じた責任感を十分に持ち、その責任を果たすだけの覚悟は一般市民は持っているはず。官尊民卑というのはこれははっきり言って、ドグマですね。そんな事はないですね。市民運動はいろんな形で別に政治的な運動という意味じゃありませんよ。様々な形で政治・経済それから行政を見ていく市民達の動きというのが高まってきている事も、私は「裁判員裁判」を支えるものだと思っています。

と同時に、何せよ今、法律家の側が市民の良識を組み込むという決意に燃えていて、これをいかに取り入れるかという事について、様々な工夫をしています。それが又この制度の成功の鍵になっていくで

しょう。という意味で、私は信頼できる「裁判員裁判」はですね、少しぎくしゃくする時期、少し問題かなと思う事件を踏まえながらも、概ねそう時間をかけることなく確立していくものと推測しています。只、その為にはですね、やはり市民の皆さん方が安心して自信を持って、法律の事、事実の事、量刑の事について考え判断し、そして答えを出さなければいけないですよ。

じゃあ法律の世界って何なのかという事についてちょっと説明しますからね、大して難しく無いんですよ、いいですかこれね私、ロースクールの説明会の時に法律ってこういう世界だよって事を説明するためにいつも使って例なんです。学級会事件って言うのがあるんです。

小学校6年生、シュチュエーションよく覚えてくださいよ。修学旅行の班編成を決める。先生は生徒の自主的判断に任せる。しかし旅行者への連絡の必要上、一日には連絡をする必要があるから、この日の朝のホームルームが終わるまでに先生に提出してください、と学級会に委ねたのですが、なかなか学級会で班編成が決まらなかった。みんなで相談して、一日の朝にいつもよりうんと早めに、いつもだったら8時半にホームルームが始まるのに7時45分に集まる事にした。最後の臨時学級会を開いて必ず班を決める事にしました。

いいですよ。そうすると何が必要になるのかというとみんなが遅刻したら話にならんわけです。だから、こういうルールを作った。『今回は遅刻してはならない』。

以上のルールを学級会で確認したんです。これが憲法なんです。この学級会を支配する憲法なんです。法律家は何をするのかという想定される事例に併せてこの憲法が何を意味しているものと見るべきなのかを解釈するんです。想定される事態って何ですか、現実に遅刻者が出てくるということなんです。で遅刻者には色んな理由があるって言うことなんです。とはいえしかし大原則をこれに今回は遅刻してはならないという事に大原則を求めなければならぬ事もこんな事は明白極まりないこと。じゃそれに遅刻者がいるかもしれない事を想定した時に解釈しなければいけないとはどういう事なのか。

ルール自体を見りゃもう明白じゃないかと思うかもしれませんが、実はこういうふうに分かれるんです。いかなる理由があっても遅刻は許さないとルールを読むのか、やむおえない理由が無い限りは遅刻

を許さないと読むのか。でこれにね学者たち、専門家は何をやるんだという、絶対説・相対説というような、さも仰々しい名前を与えて市民に解らなくする。そういうことをやってきているのが大学の先生たちです。

いいですか、こういう言葉にごまかされる必要は全く無くその本質を平面に見ればいいのです。ちょっと戻ります。こういうルールが必要なバックグラウンドは皆さんわかりましたよね。そして今、次のスライドを見たとおりのういえば今回遅刻してはならないと究めて明白なルールなようだけれども一歩深めて考えてみると、二つの捕らえ方は十分に成り立つという。これも解りますよね。そしてね、このときにね、やはりプロがやらなければいけない事は何なのかという、絶対説・相対説どちらが説得的なのか、あのルールを活かす時にどちらによるべきなのかということ、理由をつけた上で説得できるようにしておかなければいけない。

なぜならば、後で遅刻者が出てきます。その時に、なぜ絶対説によるのか、なぜ相対説によるのかを説明した上であなたの場合はこうなるんですよということを、納得してもらわなければいけない。そうしないと紛争が解決しない。市民の間の紛争を法律によって解決するのが法律家の役割。皆さん方ね、ちょっと考えてみてください。絶対説・相対説、どちらがいいと思いますか。答えをまずさっと決めてしまおう。次に理由は後でたらい。絶対に遅刻してはいけない、今回に限り遅刻してはならないというルールやろ、それじゃ当然絶対説。その当然のところに、理由を入れなければいけないのを、我々は法解釈と言っています。同じ様に実は相対説も十分に成り立つ。でそれにも合理的な理由があるんです。だとするとこのシュチュエーションに合わせた時にはどちらがより説得的なルールなのか、ということをお互いにお互いにつけあわなければいけない。それが法律家の役割ということになってきますよね。がしかし今説明した限りでも何もしない事は無いでしょ。

つまりこれはね何をいいたいのかという、法律家が事の本質を解り易く説明すれば相当程度教育水準の高い我が国では、一般市民も十分に法の意味内容っていうのが解るんですよ。それだけの事。で次にいきますよ、只ね、このルール、どちらで考えるのかということを決める時にはこのことを絶対忘れないで下さい。効果の問題です。

ルールに違反したらどうするつもりだったん、こ

ういう問題なんですよ。どういう効果が考えられるか、ということを見越した上で、だから絶対説にするのか相対説にするのかを考えておかなければいけないんですよ。なぜなら絶対説だと遅刻者がいれば絶対的に遅刻状態になり一定の効果を与える事になりますからね。

効果ってどんなものがあるんでしょうか。まず明白なのはこれです。遅刻したものは班編成にはもう文句は言えないよ。学級会が決めた事に従いなさいよ。当たり前のこと。この効果は絶対に必要な事。そうしないとあのルールを決めた意味が全然ないから。これだけで違法、違反に対する効果としては充分でしょうか。何の為にあのルールを作ったんでしょうか。この時の学級会については、是が非ともみんなに遅刻せずに来て欲しいからですよ。そしてたもう少し強い効果、やっぱし絶対遅刻しちゃいけないと思わせる強い効果が要りますよね。だから遅刻した者は1週間給食当番をする。そしてここ、おかわりの優先権が無い。これが大切なんです。いいですか、給食当番は耐えられても、おうどんを2杯目食べられないっていうのは、元気な男の子にとっては耐えられなかった時代を我々は過ごしたんですけれどね。だからこれは結構きつい。とすると、これは遅刻した事に伴う当然ルール自体に内在する効果として当たり前の事だが、ここまでの効果を持たせていかどうかを考えながらどちらの説に従うのかを検討しなければならない。

で、こういうふうと考えていくとね、こういうシュチュエーションにおける遅刻してはならないというルールに持たせるべき効果がどこまで行けば行き過ぎかは明白になってくるんですよ。学級会の側で遅刻した者に、お前は修学旅行に参加させない、という決議を挙げる事はこれは行き過ぎです。これは許してはいけません。いじめになるだけです。こんな不合理なことはさせてはいけません。

次に段階的に考えていけば、学級会、修学旅行、遅刻禁止ルールが本来持つべき効果の限度っていうのは、やはり常識で解るんですよ。これが解ればですね、はっきり言いますと、刑事事件における量刑も市民は充分に出来る様になってきます。最初は少し混乱するでしょう。最初の目安が無いから。それは皆さん社会の中にそういう事を行った経験知識が無いから、当たり前の事なんです。別に市民が悪いわけでもなんでもなくて、知らないんだから解らない。それだけです。知らない事は補えばいい。しか

し、これくらいの事は皆さん方の社会生活の中で当然、まさに市民の良識としても判断し選択の出来る効果になります。

ですからおそらく皆さん方もこの1週間が少し長いと思うか、もうちょっと厳しいと思うか位の違いはあったとしても、Cは当然でまあD位のところが効果としていいかなと思うでしょう。もちろんもうちょっと違った色んなものを考えてもいいですよ。お掃除当番でもいいですけれどもね。大体同じような学級生活を前向きに維持していく、そういう役割を負うような効果が一番いいんじゃないか。

さてそんな事を議論してルールの意味内容を一方できちんと整理した上で、大切なのはこれですよ、あなたが裁判官だったら法適用をどうするか。二人の遅刻者がいますからね。

一人目太郎君。彼はいつも早起きでいつも元気な男の子というのが皆さん方のクラスにも一人か二人いたはずですよ。いつも朝早くから来ている。6時半といえはもうグラウンドで遊んでいる。みたいな男の子がいて、いつも7時半には学校に着く電車に乗っているんだから、今回は早く早くと言ったって、7時45分、に来ればよいほないつもの電車でもいいやん。今日もいつもの電車に乗った。ところが急病人が出た。電車の駅到着が遅れた。だから遅刻した。この場合はこれは遅刻ですか。遅刻にならないんですか、どっちですか。

絶対説であればどう、相対説であればどう、答えと理由を述べよ。これが司法試験なんです。ロースクールの修了生達は2年・3年で学校を終えた後に毎年5月に新司法試験を受ける事になるんです。新司法試験、刑事・憲法・民法・商法・そして裁判の事、色んな事を聞けますけれどもね、私から言わせるとこの本質はこれを聞いているんです。各分野ごとで、現実にある紛争について、その分野ごとの特有のルールに従って社会が納得できる結論を出せるかどうか書いてごらんって聞かれているんです。これどう思います。どなたか発言してみる勇氣のある方おられますか。私は〇〇説に立つとこの場合はこうなると言うふうに、いかがですかね。

じゃ、例えば絶対説というので考えてみましょうか。絶対説というのはいかなる理由があっても遅刻は許さない、という立場です。そのルールをそのまま太郎君に当てはめたら、形式的に遅刻かどうかだけ確認すればいいんですね。それは時計を見ればいいだけの事。7時45分に彼が居るか居ないかだけ確

認すればいいんです。で現に7時45分には居ないという前提で太郎君の行動が記述されていますから、絶対説では、いいですか、いかなる理由があろうとも遅刻状態になれば遅刻者とみなすから、彼は制裁を受ける事になる。

かわいそうに。元気な男の子、給食当番、おかわりもらえない。こっちもしようがない。どう思います。さっきの様な理由で遅刻した太郎君に、班編成権、会議参加権が与えられず、給食当番も科すというのは社会的に見て妥当でしょうか、不当でしょうか。いや厳しくいかなければ遅刻者は増えるんだからやむおえないと思うか思わないか、ここん所はですね社会的な妥当性って何なのかを見極めていく、いわば法律家の場合であれば法律家としてのセンスの問題です。そして皆さん方が裁判員として関与するんであればここが市民としての良識の働かせ所なんです。絶対説をどう解釈するのかこれはもうプロに任せて頂いてもいいでしょう。

でねちょっとトリッキーな事を言うようですが、実はこの事例の場合ですけれども絶対説に立っても太郎君は救えるんですよ。絶対説ってなんでしたっけ。いかなる理由があっても遅刻は許さないって言うのが絶対説なのに、太郎君が遅刻にならない、なんでそんな事になるの、そんな馬鹿な話は無い、と思うかもしれませんが、我々法律家は実はこのルールにここに書かれていないもう一つの土台があることを知っている。それは何かと言うと、条理と言う言葉で表す、法の原理原則なんです。

条件の条、理科の理、条理と書きます。どんな法であっても社会の条理に反するような効果をもたらす事は出来ない。もともと絶対説はルールとしての内在的な限界として条理に反する事は出来ない、というものをその中にルールそのものの性質として持っている。そうでなかったら社会のルールとして生きないと法律家は考えている。

もちろん条理ですから、ごく例外的に本当に必要な場合にしか条理に基づく解決はしませんよ。基本的にはこの形式的な理由で処理します。が、社会から見てどうしても納得いかない場合については、条理の内在的な限界によって絶対説に立っても、この場合は、いいですか、太郎君は遅刻者としてみなさないという法適用も十分に可能なんです。

ただし、もう一つ考えてみましょう。太郎君救済する必要があるんですか。今度はまったく別のことを聞きますよ。私は太郎君を救済する必要は無いと

思っております。遅刻者でいいと思います。何故でしょう。というのはですね、こういうふうな事件を見てもえませんか。このルール、何の為に決めたんだろう、元々。みんなが間違いなく学級会に揃って出て、皆で楽しい修学旅行をしようねっていうのが、約束事ですよ。そしたら、皆それぞれ遅刻しないように努力しなきゃ。皆が色々な形で気をつけなきゃ、万が一にも遅刻しないようにするのが前提じゃないですか。それなのに太郎君は、いつも自分は7時半に着くんだからそれでいいというふうに安易に考えてしまって、いつも7時半に着くんだら彼については、もう一本早い電車で来てても良かったじゃないか。そういう努力を皆するために、今日は、明日だけは早いけどがんばろうねと言っている。彼だけは何も頑張っていないじゃない。こういうことは充分にありうる事だもの、もしかしたら事故があるかもしれない。だったらそれに合わせて皆、早めに早めにと思っているのに彼は何にもそういう姿勢を示していない。そんな人を救済する必要は全然ない。

と、このケースをこのように見たら皆さん方どう思います。じゃ、次の事例にいきましょう。花子さん事例。だから彼女はいつもより早く電車に乗っているのです。偉いでしょ。7時半には学校に着く電車にちゃんと乗ったんです。努力を示した。ところが急病人が出た。救急車で運ばれていきました。電車は遅れてないですよ、言っときますけど。社内にかばんが忘れてあったので、駅長室にこのおばあさんのものだと思っているので、届けに行ったら、病人の持ち物と確認するのに時間がかかります。ちょっと待っててねえ、今ちょっと病院に電話かけておばあちゃんのものかどうか確認するからちょっと待っててねと、駅長さんに言した。だから遅刻しました。どうなりますか。

今度相対説でいくとどうなります。これ止むを得ない事由ですか、止むを得ない事由があれば遅刻者にしないんですよ。これもね、院長の責任において彼女には止むを得ない事情は無い。と議論を吹かけられたら皆さん方はどう思います。どこに問題があると思います。やっぱこのケース固有のポイントとそれから何の為にルールだったのかという、この事件そのものの性質をよくよく考えていくとね、うーんこれはどうかと思う場面があるんですよ。どこだと思います。

彼女ね、いいですか、小学校1年生、2年生じゃな

いんですよ。小学校6年生なんですよ。それなりの社会的な人間関係を、主体的に形づくる事は出来なければいけないんですよ。この場合、彼女ここに留まっておくべき必然性ってあります？はっきり言ってないですよ。「私は〇〇小学校の6年生です、今日とっても大切な学級会があって7時45分に始まります。申し訳ないけども急がなければいけません。何かあったら学校に連絡して下さい。」でいいわけでしょう。で名前を教えていけばいいわけでしょう。

小学校6年生であるという主体が、もう一つ自分の部分社会での関わり、学級会における大切な行事がある。それを説明して、別な部分社会における、責任をきちんと処理していくという態度が取れないんだったら、それは彼女が悪い。という事で、彼女も遅刻者にしてしまう。そうすると残念だけれども二人も遅刻者がでてしまって、彼女達は編成権に編成に参加できずしかも二人揃って給食当番をしなければならない。妥当な結論ですかね。どう思います。

今、マイクを回してお聞きしてはいませんがね、私はこれね、少し時間をかければ、必ず皆さん方お互いに納得できる理由に基づいて、自分の選択は絶対出来ます。食い違っていても、対立してても別に構わないんです。全員一致になる必要なんかこの段階では全然ないんだから。問題なのは、これくらいの形で問題を捉えていけば皆さん方の力をすれば充分に問題解決は出来るという事です。つまり、法律はいいですか、プロに任せる必要は無いということですよ。

いや、だけどこれは簡単な例だからと思うかもしれませんがね。私の目から見るとほとんどが全部こういうふうな簡単な例に置き換える事が出来るんですよ。それを只専門家たちが仰々しく難しく書いているだけ。皆さん方にとってわかりやすい形で問題提起が出来ないプロ達はそれはプロとしての資格が無いというだけの事です。これが法適用の問題ですよ。

じゃあ次いってみましょうかね。事実認定のことなんですよ。いいですか。裁判で証拠が出てきて有罪か無罪かを決めるんですけど、これも簡単なんですよ。サザエさん一家の中に皆さん方を入れてみればですね、事実認定できるかどうかこれも簡単にわかるんです。

皆さん方にプリントを配っていないのはもちろん著作権法違反になるからです。私が個人で使用する限度でこの画像を使っていますのでね。

サザエさん皆さん知ってますよね。これ大前提ですよ。居間で花瓶が割れていたんです。サザエさんが来ました。花瓶割ったのカツオなのと当然問い詰めます。カツオは沈黙しました。カツオは犯人ですか。犯人じゃない、どっち。あっ今、解らないという答えが出ましたね。これはなんとというかちょっとこのいいですか、サザエさん家を誤解していますね。この場合はカツオ犯人説は正しいんです。いいですか、なぜならば30分で終わる番組の中でこういう状態になった時のカツオの沈黙というのは、実は、後には正当な理由があるという事が解るかも知れませんが、とりあえず彼が実行行為をやっている事を推測してほぼ間違いないでしょう。これはサザエ家、カツオ、サザエさん一家のそれぞれのキャラクターをよく理解していればこういう結論になります。

じゃ同じシチュエーションで、ワカメの沈黙は、犯人説を裏付けるかということこれは全く逆バージョンです。何故ならば、彼女のキャラクターから行くなれば、自分がやってれば真っ先に正直に言うはず。ところが、兄貴も居る。しかももう一つ困りものタマが居る。彼女としては困ってる。つまりワカメちゃん、サザエさん一家における彼女のキャラと、他の条件を考えるとこのワカメの沈黙から直ちにワカメ=犯人説を裏付ける事は出来ない、と思いませんか。

これ納得できたら事実認定はもう出来るんです。事実認定なんてその程度のものなんですよ。もう少しだけ言葉を補っておきましょう。黙っているという状態と、花瓶が破損している状態、これらがいわば証拠に当たるわけです。で、これから何を推理する事が出来るのかという事を考えていくのが、評議における事実認定のプロセスです。

黙秘、サザエさんの一家の中でのカツオとワカメが黙っている状態。そして花瓶が損傷、破損している状態と矛盾しない事実が浮かび上がっている。ワカメは犯人ではないという結論とこの状態とは矛盾しないんです。逆にカツオが怪しいという事とも矛盾しないんです。タラちゃんも怪しいし、タマも怪しいことも矛盾しない。

こう積み重ねていくと、結局何を言いたかったかというと、黙秘自体からは何も推理は出来ない。黙っている状態では切り離す事は、無しか出てこないんです。これが解れば事実認定はもう簡単なんです。

何も無いところからないも出てこない事がわかれば、何かある所からのみ、何かあるのに応じた事実

認定が出来るという事が解っているという事です。ゼロの発見が数学の始まり、無の発見が事実認定の始まり。全く同じです。つまり事実認定にとって大切なのは、証拠を尊重するという事。これさえ解ってくればよい。その上でより専門的な部分、これはプロに教えて貰えば良い。検察官が有罪を証明するんだぞ。疑わしい時には制度の在り方として、これはもう無罪にしておけば足りるんだ。これはもう割りきりが必要だと理解していれば良く、黙秘には色んな意味があるんだな、この辺りの事が解ればいい。それだけの事が事実認定のコツです。

それから今コツと裏腹の関係で事実を認定する時にも権利を尊重する、という事も理解しておかなければなりません。被告人が無罪説明をしないと有罪になる状態は、これは困るんです。なぜなら一つ申しますよ。一週間前の土曜日の、いいですか1時30分どこにいましたか。すぐ説明できる人。誰と一緒にいましたか。その日のお昼ご飯何を食べましたか。そういう一連の質問に、全部答えられる人はあまりいませんよ。犯罪捜査ってそういうものなんです。被疑者の取調べ、参考人の取調べってそうやるんです。黙秘してたらじゃ君が犯人だという訳にはいかないでしょう。だから被告人が無罪説明をしないと有罪になる状態は困るんです。黙秘を守れない状態、これでは次々と冤罪が生まれてきます。こういう状態は許してはいけません。憲法38条に被告人は供述を強要されないんだ、という趣旨の事が書かれています。拷問など直接の働きかけを禁止するのは当たり前ですが、それだけじゃなくて説明しないと有罪にするぞ、こういう事実認定の仕方はしないという意味を持っています。

ここの所よく理解しておかないといけません。ここのところは譲ってはいけません。なぜならばこれなんです。被告人質問、法廷で2時間にわたって亜ヒ酸入れたのは君かという趣旨のことをずっと問い詰めていったのに、ずーと沈黙を続けている。この時に怒りに任せて黙っているならお前が犯人だと言ってはいけないという事を守りましょう、という事なんです。これが守ればもうそれで充分です。が、ここが案外守りにくいかな。

この事例の場合もあんまり心配する必要は無かったです。というのはもう詳しい事は説明しませんが、亜ヒ酸の入手ルートをずーと辿っていったならば結局、真須美の家にあった亜ヒ酸と、それから現にここでカレーが作られたんですが作られたカレー

の中に入っている亜ヒ酸とが科学的にみると同一である事が判断されました。

そうだとすると運び手が必ず必要です。亜ヒ酸は自分では歩いて行かないから。じゃ誰が一番運び手として可能性があったかというところ、こういう状況証拠からみれば彼女しかいないんです。つまり何を言いたったのかというと、この事例の場合は黙秘の重みは無いという事です。真須美の家に亜ヒ酸が有り、それがカレーの中に入っていた亜ヒ酸と同一であるという事は認定されれば、こちら側を消しといても、ここから推論し真須美が投与したことを認定する事に十分な合理性がある。だからこっちはそれはそれで結構ですとおいといたうえで証拠を尊重して、存在している証拠から推理推論できる合理的な範囲内の事実を認定する事、こういう事さえ心がけておけば私は十分に事実認定は出来ると思います。

少し問題になるのは、量刑感覚についてはこれは刑の重み自体を計るという作業を市民社会が今まで全然やってきておりませんので、その点に関する蓄積が無いという意味で、難しい問題をはらんでいるんです。

今この点について最高裁の方で調査を進めていますけれども、新聞にその調査の一端が紹介されました。例えば、事件が何であれ何となく裁判員裁判が関与する事件として、犯人が人を殺した事件を思い浮かべて下さい。犯人が人を殺した事件を何となく頭の中に想定しといた上で、犯人が少年だという事実が明らかになったら、その事だけ頭のイメージに置いた時に、量刑、刑は少年であるが故に重くなる、軽くなる、どちらでもない、皆さん方はこういうアンケート調査を答えなければいけないとするとどれに丸をつけますかね。

面白い結果が出ているんです。ここにありとおり、少年であるという事情について、裁判官はやや軽くする、軽くするところ、丸をつける人が圧倒的に多いんです。それから比べると市民の場合は重くする、やや重くする方に丸をつけている人が相当数いるんです。これに丸をつける人は裁判官はゼロです。これ顕著な違いです。これは、何を意味しているんでしょうね。やはり少年の凶悪犯罪がたくさん最近増えているという事実が背景にあるんでしょうね。じゃ次にその事をどう受け止めるから、市民の方が重くする方向に働き、裁判官は放置する事になるんでしょうかね。

ここは恐らく評議室の中でもですね、年齢が若い

という事をどう見るのかについて、熾烈な論争をしなければいけない場面が何度か出てくると思います。私はそれはそうすべきだと思っています。そこで今まで裁判官が培ってきた量刑相場を作っていく感覚と、初めてその事件に直面する市民がその事件の犯人が年齢が低い少年である時にこれくらいにすべきであるという感覚と正面からぶつ合った上で出てくる結論を、裁判の場で発表すればいい。そうやって新しい量刑相場が出来上がっていきます。

私はその点について、皆さん方をお願いしておきたいのは、市民の側が絶対たじろいではいけないんです。自分たちは知らないからとか、解らないからという事でたじろいだら裁判官にいわば負けてしまうだけです。負けていけないという意味ではないですよ。皆さん方の良識を入れた事実認定と量刑をする、その「裁判員裁判」の目的に反する事になるじゃないですか。何か知ってる知らないという法的知識、バックグラウンドでこの事件を判断しろなんてと言っているのではない。あなた達はこの事件についてストレートにどれくらいにすべきかと端的に答えたらいいんです。で色々な答えが出てきます。その中で、議論したうえで、そう言われればそうだなと思いつつ、一定の妥当なところに落ち着いたらいいい。そういう議論の中で、量刑の妥当性を求めていくというプロセスが必要なんです。その時に、プロの裁判官の言いなりになるような必要を持たれたら制度は台無しになる。

もう一つはですね、お酒を飲んでいて被告人の判断力が低下していたという状態を量刑の時にどう見るのかなんですが、これも顕著に違っているんですね。市民の側は当然重くするんです。ところが裁判官の方はですね、やや軽くする、どちらでもないという判断のほうが実は圧倒的なんです。これもねプロの人達がずーっと作り上げてきたプロとしての量刑感覚で、これもそれが妥当だと思ったりしては絶対にいけません。一つ一つの事件ごとに、どんな事件の場合にお酒を飲んでた事が軽くなるのか、重くなるのか、丁寧に見ていかなければいけない、これは当たり前のこと。しかし、総じて裁判官たちは飲酒の影響というのを、市民常識から見ると低く評価しがちです。

これは、プロならではの判断だというのは私達はそれなりに理解出来るのですが、市民良識とは反しますね。反するんだったらこれも議論が必要な事ですね。なぜなら色々な形で酩酊犯罪というのは現に

ありこれからも増える危険性があるからです。

最後はもう一つこれも私もよくわからないんですけれ、被害者、例えば殺人の相手方が旦那でも妻でもどっちでもいいですが配偶者だった場合は、被害者が配偶者である時どう見るかなんです。市民の側はどちらかという重くする側を選択する人のパーセントが高いのに対して、見て下さい、関係ないじゃんというのが裁判官です。何でなんですかね。これは私にもちょっと飲み込めない事ですね。

というように現段階では量刑面でこういうアンケートをとると顕著に食い違いがありますが、同じような事を別な事例で考えてみましょう。こんなシチュエーションを考えてみてください。Aは生活費の為に借金があった。個人的にお金を借りたBさんがいる。返済を求められて苛立っていた。Bは催促の為にA宅を訪ねた。Bから返済を迫られた。そこで、その場で激しく怒り殺意を持って、台所から持ち出した出刃包丁で、Bの腹部を多数回突き刺した。ここまでは全部事実だと前提としましょうね。

量刑感覚の事を聞きたい。Aはその後、罪を認めて反省、Aには妻のほか子供もいる。Aには金銭的余裕が無い。賠償金の支払はしていない。借金して返せと迫られて、包丁で殺しといたが、医者の措置は取られていないけれども、本人は反省し、子供もいる。ここまでは共通にしておいた上でね、二つの状況を設定します。

Aには前科前歴が無い場合にどれ位の刑にしたらいいと思います。と言ってももちろんこのためには、殺害したという場合に、刑法の上ではどれ位の量刑を言い渡す事が出来ると、定められているのか、前提となる知識が必要ですよ。死刑か、無期か、3年以上の有期懲役と書いてありますよ。3年以上の範囲内で、今でしたら20年まで。それか無期にするか死刑にするか。死刑・無期それか有期懲役。皆さん方はどれにします。

その上でね、状況1は前科前歴がない事を入れてくれ、そうすると前科前歴がないということがどれ位の意味を持つのかなという事をこういうアンケート調査で知ろうとしている。それを市民がどう見るのか、という事も含めて調査した、こういうアンケート結果があるんですよ。

もう一つは、Aには傷害罪による前科がある場合、前科があるかないかでどれくらい変わってくるのか、こういうことを調査してみるとですね、こうなるんですよ。

前科前歴が無い場合、状況1の場合にはこの紫色が裁判官の量刑、ほぼぴったし一致。大体10年から12年位の懲役。ところが市民の側国民の側は、見て下さい、執行猶予から死刑までバラけてる。現段階で評議室にいきなり入るとこういうバラつきが出てきます。これ位、刑事事件についての量刑をどうするのかという事ともに、ひとつひとつの要素をどうみるのかということについての市民の間での合意は、今のところ充分には形成されていない。

これは「裁判員裁判」の中で形成していくべき事なんです。繰り返しますが、裁判官に従うべき事ではない。ここ絶対に勘違いしないで。で同じようにね、状況に逆に前科がある場合はどうなるかという、前科があっても裁判官はほぼ前科程度だったらそんなに変わらない、この事件の結果自体の重大性を中心に裁判官は今までの量刑相場を作ってきていますので大体ほぼ固まっちゃうのです。市民の側はやや厳しめになるけれどもバラつきが相当ある、これが現状なんです。

で、私たちが恐れているのはですね、こういう評議室の中で裁判所の側はこういう資料を必ず配るんですわ。裁判所が類似だと思った事件が今までどういうふう処理されてきたのかという、今まで裁判官達が作ってきた量刑相場に関する資料を配るんですよ。これ自体私は止めるべきだとは思っていません。全く何の参考資料も無いのに市民の人達に判断しろというのはそれは無茶です。しかしこれに泳がされてはいけません。これはあくまでも参考。大切なのはこれも参考にしながら裁判官を含めて皆さん方の英知でですね、この事件固有の悪さをどう図って、この事件はどれくらいの量刑にするのか、一つ一つ新しい量刑相場を作っていくというその覚悟は欲しい。

まとめに入ります。私は、21世紀の刑事裁判は市民に支えられた刑事裁判でならなければならないと考えています。市民が参加する事によって、もっとも事件について大切な部分を中心に事実の認定をしていきますから、迅速かつ明快な裁判が出来るでしょう。

ただし逆にですね、拙速司法になる事は避けなければいけないと思っています。今からお話をするのは、市民が入った裁判は、何を避けなければいけないかという事を標語的に現すという作業です。

皆さん方が見ることが出来る公判で明らかになった裁判証拠を中心に事実の認定がなされていくでし

よう。その代わり逆に評議室という密室の中ですね公開裁判では十分に明らかにされなかった資料を使いながら事実認定をする事は止めて欲しい。

それから市民が入った事実認定なんですが、印象や感情による事実認定、量刑はこれも絶対に避けて欲しい。やはり証拠に基づき市民良識に従った事実認定と量刑でないダメです。

そういうことが出来上がっていくプロセスで大切なのは裁判官があまりにも市民をリードしすぎる事がないようにする事。

でこういう病理を防ぐ為には、プロもプロの役割を持っているんです。それは裁判を分かりやすいものにする事です。中学校3年生以上が傍聴に来ていれば、あつかわると言える様な裁判を実現すれば評議室に入った時にプロの裁判官に市民が負ける事は絶対にありません。その時に我が国の21世紀における新しい正義の形が恐らく実現するだろうと思います。

それを担うのは評議室の中で担うのは皆さん方ですし、私も実は弁護士登録をしておりますけれども私の一つの願いは、2009年の兵庫もしくは大阪における第1号の「裁判員裁判」について絶対に弁護団に入る事を狙っているんですよ。

そのとき一緒に裁判をしましょう。とりあえず私の方の問題提起は一旦これくらいにします。

なんでも結構ですから、なんでも結構でもいきなり民事の法律相談をされても困るんですが、今日お話をさせていただいた事に関わって質疑応答の時間をとりたいと思いますのでどうぞ。

Q アメリカの陪審員制度。裁判官が入らない、協議の場で。それと今度の日本の裁判制度との理念上の差はどの様になっているのでしょうか

A これがアメリカの実際の陪審員裁判です。かなり前になりますけれどね、ニューヨーク州の実際のこれ刑事裁判なんですよ。特別に取材許可をもらって写真撮影してきたものです。少し余談ですけど私は4分の1世紀前にアメリカのコーネルロースクールというところで留学生活を送っておりました。ワインで有名な小さな町です。そこにある刑事裁判所で現にそこで行なわれていた放火殺人強姦事件の共犯、ちょっと見難いんですけどね黒人の女性がいるんですけども息子が主犯で、それを助けたという事で起訴されている女性の陪審裁判です。もちろん正面にるのが、裁判官でカメラの向こう側に

並んでいる12人の人達、それから補助陪審員が2人いましたから14人になりますよね。ここで証人の話をじっくり聞きます。こういうシステムになっています。これがアメリカ型の「陪審裁判」ですね。

今考え方、理念についてどの点に差があるのかということですが、何をするのか、どういう役割の違いがあるのかという事をお話しながらその点について触れる事にしましょう。

この陪審員裁判の陪審員の役割は何かというと、公判定で取り調べる証拠に基づいて、有罪か無罪かの結論だけを示す事。これが役割。その結論に理由をつける必要は一切ありません。皆さん方、映画やドラマでみた事ありませんか、評議が終わった後に陪審員が入ってきて裁判長が「議長評決に達しましたか」と聞き「ハイ達しました」「それは全員一致ですか」「ハイ全員一致です」「評議の答えは出てますね」「有ります」「じゃ見せてください」と言って紙に書いた評議の結論を裁判長に渡して、読み上げは裁判長がすると、'Guilty or not guilty' と言います。それだけです。そこには理由は一切書かれていません。

その点について日本型の場合については、この様な評議室において裁判官と裁判員とがよく議論した上で、その理由についても後で紙に書く裁判書き、判決書に残す事を前提としています。

それからアメリカ型の陪審の場合であれば有罪、無罪の結論のみを示しますが、そのあとの刑の量刑については再びプロである裁判官に委ねる形になります。日本の様に量刑についてまでもこの場で話し合う事にはしていません。そこにまず大きな違いがあります。事実認定についてしか役割を負わず事由をつけないという点、よろしいですね。

でその理念の違いという事なんですけれどもこれをどういう言葉で表現したらいいのかは結構難しいと思います。我が国は、あくまでもプロの裁判官と市民の良識、両者の持ち味を活かした形で新しい刑事裁判の正義の実現をする事。抽象的であれ何であれ、これが我が国の理念です。ここを崩してしまつたら崩壊します。どう崩れるかという一つは陪審型になる事。陪審型になるとどうなるかという陪審型ははっきり言うんですけどね、国家権力に対する不信感に基づいて陪審裁判っていうのはなりたっているんです。市民は自分たちが裁くんだと、国家権力に介入させないんだ。という理念に基づいていると見ていいでしょう。歴史的にもそうなんです。

しかしそのような発想法に立った制度作りは我が国はしていません。プロを信頼しつつ市民の良識を入れること。ただし、後でまた少し議論しますが、微妙なバランスですね。向こうに3人裁判官がいてこっちに6人の市民がいる中で悪しき形になるもう一つは、裁判官の言いなりになるパターンです。市民が入った事が全く意味がなさない場合も有りうるでしょう。ケースごとにはそんな事態が生じるんです必ず。そこを割り切らないで6人と3人にしてこの中に放り込んで上手にバランスをとって正義を実現しろよという、独特の微妙な制度を作ったのが我が国の市民参加型の裁判員制度なんです。よろしいでしょうか。

Q 裁判員を選出する選出方法はこうなっているのでしょうか

A 基本的には、神戸でしたら神戸地裁の管轄内にある有権者、選挙権者の中から無作為に抽出して、例えば今から2〜3ヵ月後ぐらいに裁判員裁判をやらなければいけない時に、今言ったやり方で一定数の候補者を選んで裁判所に来てもらった上で裁判員候補の中から、法律上裁判員になれない人を除いたり、法律上の理由によって裁判員に参加する事が出来ない人そういう事情、正当な事情がある人達を除いていった上で、残った人に裁判員を依頼するという大体そんな形になります。

Q 残った方がいいかどうかは個人の考えがあるでしょうけど、前科があれば人はダメなんですか

A 詳しい事は覚えていませんが、前科がある場合はダメです。

Q 寝たきりの人ももちろんダメなんでしょう

A それはもう物理的に無理でしょうね

Q 手押し車なんかではどうでしょう

A それは裁判所の方がどこまで条件を整備するかなんですよ

Q 具体的には裁判所で決めるわけですか

A そうです。はい。一つ一つの事件毎に候補者として集まってきた人達一人一人について、どういう事情があるのかを点検していった上で、特に問題が無ければ順番に裁判員に入っていくってもらう。大体こういう形になるんです。年齢によって断る事も出

来るというのでも定められています。他にどうぞ

Q 先程日本とアメリカの例というご説明頂いたんでありますが、世界的にみて今度の日本のこの市民参加型の裁判ってというのはどの様な所に位置づけられていると理解したらいいのでしょうか。

A ハイ、今のご質問の主旨は、市民参加型といっても今紹介したのはアメリカ陪審形だけだったんですが、実は多様なものがあるんですね。ちょっと今写真今日は持ってきてはいないんですけども、例えばドイツではですね陪審制度がとられておまして、プロの裁判官3に対して2名の市民が入っていきしかも事件毎ではなくて一定の任期の間陪審員という仕事を続けるというやり方をされていて陪審員自身も最初は不慣れだけれども徐々に事件の処理に慣れていって裁判官と共に有罪、無罪それから量刑も決める事となります。フランスの場合についても陪審制度ですけども、プロの裁判官3人と市民9人が並び、12人で構成する市民参加型の裁判によって有罪か、無罪を決めています。もし位置付けたらどこになるのかというと、恐らくですね、アメリカ型の陪審からは程遠いものでヨーロッパに良く見られる市民と裁判官とが一緒になって有罪、無罪、量刑を決めていくうちの一つのバリエーションという位置づけのほうがいいだろうと思います。ただしいずれにせよこれは我が国独特のもので、どれに似てるとかどれに基づくものというふうには捕らえる必要は無いと思います。よろしいでしょうか

Q そうしますと先進諸国は既に導入されておる制度で、日本は遅まきながら形は違いますが導入するという風に理解したらいいですか

A そうですね。プロのみが事実認定を完全に独占しているって言うのはかえって珍しいと思います。何らかの形で市民参加が従来からもですね、先進諸国では認められていました。他によろしいですか。

Q 今はずっと裁判員の市民の方の中心の話でしたが、裁判の弁護人としての活動する先生にとって裁判で裁判員制度のデメリットとかメリットとは何ですか

A そうですね難しい質問ですね。もしデメリットがあるとすると裁判員の側にあるんじゃないかと、ちょっと裁判員の方が裁判官と一緒に事実認定をやっていくという事に慣れていないのと同じように、法

律家の側も今までの裁判のやり方しか知らないものだから、法廷で市民を的確に説得するという技法を、今の所蓄積されていない点ではないでしょうか。そうすると、はっきり言うそうですね、プロが訳のわからん質問をし、証人が適切な情報を提供できないで裁判が混乱してしまう事になりかねないと思っておるんですよ。そういう場面がいくつか続くだろうと思うんですよ。これは、その弁護士さんが今のやり方であればベテランであるかどうかという事は全く関係ないんですよ。下手するとベテランの方が、かえって自分の技術に溺れてしまって裁判員に情報が届く尋問のやり方、裁判員にわかってもらう冒頭陳述のやり方、弁護のやり方、それを中々習得できないっていうそういう事態になりかねないですね。その事をまとめていうと、何がデメリットかという法廷におけるプレゼンテーションのやり方で有罪、無罪が決まってしまうという危険性が出てくるんですよ。これはなるべく避けたい。そういう意味では、検察官も弁護士のほうも手練手管で勝ったり負けたりするような事にならずに、誠意誠実に事実となるべき証拠を解りやすく裁判員の手元に届けるようにするという手法をいち早く確立しないといけないですね。ちょっと答えと微妙にずれていますけれどそのあたりにメリット・デメリットがあるように思っています。よろしいでしょうか。

Q この新しい制度を導入しようとした方々は法曹界では裁判官が中心だったのでしょうか。検事の方ですか弁護士の方ですか、それとも立法府の方ですね、これを改革した方がよいのではないかという力が働いて、こういう制度になったのか。バックグラウンドを教えていただきたいと思います。それからもう一つこの裁判員は今のような刑事裁判の法廷ではどこに座るのでしょうか。やはり弁護士さん、検事が対決して座っている近くに、あっ、わかりました。写真の通りですね。

A 「裁判員裁判」が出来上がってきた政治的な力学の分析ははっきり言って難しいです。表面的に言えば、「司法制度改革審議会」それ自体、検察官・裁判官・有識者・各界の代表者が集まって、2年間に渡って議論を踏まえた上で作ったものですから、その議論のプロセスの中で様々な政治的・経済的利益調整は一旦行なわれています。そういう意味では特定のグループが特に推進したとも言えないと思います。逆に言うと、実は未だに裁判官グループの中で

も、何の為にこんな導入するねんという反対勢力は実は潜在的にいます。検察官でも自分たちの今まで培ってきた捜査のやり方と取り調べのやり方では有罪が危うくなるから嫌ってます。一つの例が、この5月にですね最高検が被疑者の取調べ段階に必要なに応じて録画装置を入れて取調べ過程を録画するという事がありうると宣言しました。それは我々学者たちが何年来に渡って主張してきた事を、ようやく向こうのイニシアティブで始めようとしているのですが、これは「裁判員裁判」が出来たからです。これが無ければ日本の取調室は相変わらず密室のままだった。「裁判員裁判」を導入した事によって色々な波紋が今から広がりつつあるんですが、反対勢力も非常に強くて、例えば警察の方は多分断固として取調室を可視化することを、皆さん方に後から見えるように記録を残す事を絶対にしようとしなんでしょう。これも抵抗勢力の一つです。全く同じように、弁護士会がこぞって諸手をあげてこの制度に賛成してるかという、全然そんな事ないですよ。市民なんか入れたら混乱するだけだと思っている人達がたくさんいるんです。司法改革そのものに反対する弁護士さんも無数にいる。そういう人達の色々なぶつかりあいが、2009年「裁判員裁判」実際に始まった時に、もっと色々な形で出てくる。そういう意味で我々刑事司法に携わっている者から見ると、今刑事司法は激動の時代に入っている。よろしいでしょうか。こちらの方最後の質問という事で。

Q 2009年5月から開始ということで、この制度についてものすごく知りたいと思っていたのですが。たまたまピラを見かけて来たんですけども。とても裁判官が柔軟性を持ってこれを市民に対してプレゼンテーションしてようには見えない。これこれこういう制度です、と積極的に働きかけて説明してきているような感じは受けていません。ほとんどニュースで知らされる程度で、こういう事についてもっと積極的に知りたいと思ったら、どういう所に行けば「裁判員制度」についてもっと特に裁判官の方たちに聞く事が出来るのかという事をお伺いしたい。

A ハイ、今ですね最高裁は、この「裁判員裁判」を成功させる為に、インフラ整備の中で広報活動に相当力を実は入れているんですよ。皆さん方の所今まで中々声が届かないという事も私も了解いたします。但し、少しだけ補足させてください。実はで

すね我が国の最高裁判所が、日本の司法をずっと支えてきたんですけれども、日本の司法の特徴は何なのかというのと、少し専門的な言葉で言うと消極司法という事に特徴があったんです。消極司法というのは何なのかというのと、立法や行政には基本的に介入しないという形で、それを前提とした上で個別の一つ一つの事件の解決をする。立法に委ねるべき事は法律問題だから裁判所は判断しないということを、裁判の中で宣言するという主義をずっと貫いてきたんです。司法消極主義といいます。

これと対峙するために説明しておきますと、アメリカは司法積極主義なんです。司法そのものが逆に立法の欠点を補う為に自ら政策形成をするという姿勢を持ち、政策的な判決をいくらかでも出し、その政策の実現についても裁判所が監督し指揮すると言う場面が、これもいくらかでもあることなんです。このことを良く覚えておいてください。日本の司法消極主義を直ちに悪いとは思わないで下さい。何故ならば、国会と行政と立法の三権分立のバランスをどう図っていくのかというのは、時代と社会において微妙に違っているんです。我が国は司法があまり過干渉にならなかったが故にこそ、実はうまくいったという側面があるんです。ここのところをまず前置きとして覚えておいて下さい。

ところが裁判員が入ります。これはブラックボックスなんです。さっき被疑者取調べの話をしました。全く同じように裁判員が司法の中に入る事によって、何がどう変わっていくのかプロたちも正直解らなくなっているんです。どういう波紋がどこに及ぶか解らない、それだけに皆さん方のところに中々声が届かないという事は認めますが、今最高裁は積極主義に転じている。裁判員と共に司法による正義の実現を裁判官が行なうという姿勢をはっきりと持ち、そのために裁判官自身の再教育を始めており、それと合わせて広報活動も相当程度行なっております。10年前だったらおよそ最高裁がこんなものを作る為に、国税、地方に割り振られた予算を使うなんて全然考えられません。この評議というビデオは私は最高裁から1部もらったんですが、各地の裁判所に連絡すれば、どなたでも借り出す事が出来るんです。貸り出し自由なんです。その点は裁判所のホームページで宣伝されています。

お近くの支部だと無理かもしれませんが、例えばこれだと本庁裁判所に連絡すれば貸し出してくれます。それから今です、市民向けの色々な説明会を

裁判官主導で始めているはずなんです。市民向け「裁判員裁判」に関する集まりとか研修会とか色んなのがあるはずなんです。恐らくそれは今後とも弁護士会も検察庁も裁判所もやり、そして三庁合同もやるということです。色々な形でのキャンペーンが張られていると思いますので、ちょっとこまめに情報を集めていただいて、そういう場に参加していただければと思います。よろしいでしょうか。

という事で時間になりましたので、私の方の話は終わりにさせていただいて司会に1度マイクを譲ります。

有村兼彬所長：

渡辺先生どうもありがとうございます。私たち総合研究所では年に2回の講演会を予定しております。また12月にも今度は少し方向を変えまして、日本史の古代のあたりの話になろうかと思っております。また機会がありましたらお越し下さい。よろしく申し上げます。今日はどうもありがとうございました。

〈以上は、平成18年7月29日(土) 甲南大学813講義室において開催された公演に基づく〉

平成17年度研究チーム活動中間報告（第2回目）

「社会の安全と公共政策」

No. 94 研究幹事 西山 隆行（法学部）

世界で最も安全な国と称されてきた日本においても、近年、犯罪認知件数が増加する一方で、検挙率が低下してきたため、治安の悪化が問題とされるようになってきている。本研究チームは、この認識が正しいか否かの検討も含め、安全で安心な街づくりを行うために必要な条件をいかにして整えればよいかについて、法学、政治学、経済学などの学術的観点に加えて実務の観点からも検討することを試みている。

平成一八年度の前半期においては、昨年度に引き続き、各メンバーが、狭義の専門とは異なる分野の研究を批判的に検討することから研究活動を開始した。その上で、「刑事政策の意義」「昨今の犯罪情勢と行政評価」「日本警察の歴史と警察制度」「刑罰と類似の制裁」などについて報告を行い、意見交換を実施した。これら、本プロジェクトの基礎をなす事柄について事実関係を整理し分析する作業を通して、共通の知的基盤を整えると共に、研究アプローチの相違に基づく視点の違いも確認されたため、まさに総合研究の名にふさわしい、本格的な研究論文を執筆するための条件が整ったと考えられる。

また、犯罪や治安の現状を的確に踏まえるために、本年度も警察や司法機関の実務に触れる機会を多く持とうと努めた。法学部の「刑事政策」という科目で、実際の犯罪取り締まりに携わっている兵庫県警察本部の現役警察官や、犯罪政策の作成にも携わっている警察庁の官僚をゲストとしてお招きしているため、それらの講師から実務の観点から見た犯罪の現状や現行法の不十分な点などについて詳細に伺うことができた（この作業は今後も継続する予定である）。更には、当該講義の際にプロジェクトのメンバーが発言をすることによって、研究の成果を学生に還元すると共に、実務家からコメントを受けることによって研究内容を進化させることが出来たと自負している。

更には、10月26日に財団法人警察大学校校友会、警察政策研究センターと共に、警察政策研究会「マネー・ロンダリング対策—組織犯罪・国際テロリズムの資金源を断つために」を甲南大学で開催した。マネー・ロンダリングやテロ資金への対策の遅れが指摘されていた日本においても、経済協力開発機構の金融活動作業部会の勧告に従って、新たな法案の提出が目指されている。この改定は、イギリスやオーストラリアの対策をモデルとしていることもあって、イギリス重大組織犯罪対策庁特定資金情報部長のデヴィッド・トーマス氏、オーストラリア取引報告分析センター取締政策部長のリズ・アトキンス氏に御話いただき、組織犯罪等についての認識を深めることができた。

このように実務との接点を持ち続けたことによって、従来の学術研究では見落とされてきた重要な論点を整理することができ、独創的な視点を得ることができたと考えている。今後は、引き続き研究報告などを積極的に行うことに加えて、講義などを通じて研究成果を学生に還元することにも努めたい。

「明治日本とイギリス」

No. 95 研究幹事 西條 隆雄（文学部）

明治日本はいち早く欧米列強の先例を吸収消化し、急ぎ早に西欧化・近代化を進めてゆく。一方、イギリスはヴィクトリア女王の長い治世の中で安定と繁栄を享受し、日本が明治維新でごったがえしている頃にはすでに帝国建設に向かってダイナミックな展開を見せる。消化不良ながら輸入文明の中で近代化をおしすすめる日本と、諸改革を断行し国威を発揚する先進国イギリスとを、さまざまな観点から比較検討するのが本研究チームの目的とするところである。

5月11日、西條氏による「Ludwig Haber氏殺傷事件と明治の近代化」の発表をうけて討論会を開き、つづいて7月6日には松村・安西氏の論文を載せた『ヴィクトリア朝英国と東アジア』（思文閣、2006）の合評会、そして9月21日には松村・村岡氏の論文を載せた『ヴィクトリア女王—ジェンダー・王権・表象』（ミネルヴァ書房、2006）の合評会を開いて、明治日本とイギリスについての活発な討論を重ねた。

安西氏の「福沢における W. バジヨット問題」をめぐる合評会（7月6日）は、バジヨットの『英国憲政論』に見られる「帝室論、君主論」を福沢がどのように取捨していったかが討論の中心となった。安西氏によれば、

社会混乱を招く要因の多くは形体よりも精神にある以上、これを未然に防ぐには人々の情誼に訴える象徴が必要で、福沢はこれを帝室の尊厳と神聖に求めた。こうして福沢はバジョットを下敷きにして自らの「帝室論」を執筆するが、結果としてバジョットの位置づけとは異なり、国体強化のためではなく、人心収攬および文明化を推進する機能として帝室の存在理由を求めたのであった。

9月21日の合評会は、松村昌家・村岡健次両氏によるヴィクトリア女王のイメージ論であった。女王の就任とともにリージェンシーの退廃的道德が消え、数年の間に王室は国民の鏡となって尊敬を集め、国家の改革・発展への大きな力となる。両氏はその理由をそれぞれ別の角度から探る。松村氏は、王室イメージの形成にはアルバート公の並々ならぬ貢献があったことを指摘する。ドイツの小国出身のアルバートはさまざまな屈辱とたたかいながらも、1843年、チャーティスト運動発祥の地パーミンガムへ行幸し、北部工業都市の重要性を人々に印象づけるとともに、新国会議事堂装飾王室美術委員会の会長として議事堂の壁画装飾を采配し、ケンブリッジ大学名誉総長として大学改革を推進し、1851年には万国博覧会の総裁として国威の高揚をもたらし、マンチェスター美術名宝展覧会(1857)においては王室コレクションをも展示して、これを成功させ、ポピュラー・モナキーのイメージを国民の間に定着させる。アルバートの偉大な「内助の功」こそは、女王の治世に安定と繁栄をもたらした一大要因であると結ぶ。村岡氏はディズレーリが帝国主義政策を押し進めるうえで女王とどのような信頼関係を築いたかを追ひ、巨大なディズレーリ像を明快に捉えた。ユダヤ人であるディズレーリが首相の座を手にしたのは、13歳のときにすでにイギリス国教会に改宗していたこと、父アイザックの莫大な資産のおかげで有閑階級の生活ができたこと、父親の「文化資本」を受け継ぎ、演説および書簡において女王をはじめ多くの人々をひきつけたことをあげる。加えて「国民は保守的なので、労働者といえども既存の体制に反逆することはない」との信念が、女王の庶民の誠実さを認める基本的信念と一致したことが大きいと述べ、かくして女王が大英帝国の君主として君臨する基礎を築いたと結ぶ。

63年余の治世は、三つの異なる時代ともいわれるが、その中で国民を癒し守る「母、妻、女王」としての女王像や、立憲君主でありながらも時には女王としての大権を振るう場面も披露され、女王像から切り込む、興味深い合評会を開くことができた。今回は12月に出版予定の研究員の著書の合評会を計画している。

「媽祖等にみる海事信仰の文化と伝播 ―日本・琉球・中国・韓国における民間文化交流の研究―」

No. 96 研究幹事 高阪 薫 (文学部)

本研究は、媽祖(マツ)等にみる海事信仰の文化と伝播を中心とした「―日本・琉球・中国・韓国における民間文化交流の研究―」と題して、日本・琉球にみる民間の海事信仰を視座において、それらと関係する東アジアの民間文化交流を総合的に研究しようとするものである。

然るに、本研究は平成17年4月から始まり、同年11月5日は沖縄で(沖縄芸術大学)、平成18年1月28日は神戸で(甲南大学)、二回の研究発表会を持ち、この夏は、各自テーマに即して、沖縄で、奄美で、中国で、韓国で調査・資料収集にあたった。今回は沖縄で三月に研究発表会を持つ予定である。ここに各研究者の最近の研究内容と特徴を簡潔に報告しておこう。

高阪薫は、伝統的な琉球(沖縄)の祭祀の発祥・影響・成立・発展等に見る媽祖(マツ)等民間信仰の影響関係を究明する。日本・琉球・奄美の伝承資料と実際の調査に基づき、琉球のニライカナイ信仰や祖先信仰が、中国の媽祖等の海事信仰、日本の神仏信仰等とどのように関連し機能しているかを考究する。これまでに媽祖伝承地を求めて、那覇、久米島、奄美名瀬、鹿児島坊津、和歌山勝浦、神戸等、探訪した。次には中国・福建の発祥地を予定している。

辻田 忠弘、新垣 敏雄、辻田登美子らは、「高嶺徳明と天后聖母(媽祖=マツ)」をテーマとして、マツ信仰との関係を究明する。琉球における航海守護神としてのマツについての研究は『琉球王国評定所文書の進貢船仕出日記』や『朝鮮人拾壠人慶良間島漂着馬艦船以唐江送越候日記』、『進貢船の図』などをもとに進められている。中国宋代の福建の莆田地方にマツ信仰のルーツを探るところから始め、現在も高嶺徳明の子孫の仏間に祀られるマツ神から、高嶺徳明の10歳から44歳までの通訳としての七度にわたる唐旅から、航海守護神としてのマツ、および麻酔による外科手術の成功祈願のマツについての研究を進めている。さらに、マツ信仰と中国医学と道教の関係で捉えていこうとする。

胡金定は「媽祖信仰の形成・伝播」と題して、媽祖の生い立ちから信仰の始まり、形成、伝播にわたって詳細な研究を進めている。媽祖は宋・建隆元年（西暦960年）生まれで、道教を学び、航海技術を身に付けた。幼少期からよく海で災難に遭った船や人を救助した。村内外の人々に「神姑」、「龍女」と呼ばれる。やがて媽祖信仰は広まり、宋の時代から清の時代まで、歴代皇帝が通算して36回、「靈恵夫人」、「夫人」、「天妃」、「妃」、「天后」、「天上聖母」などの称号を授け、媽祖の功績を称えた。国家の祀典と認定された。歴代朝廷により媽祖が世界唯一の海の神様として位置づけられ、漁民や航海関係の人々が信仰するようになった。媽祖誕生して1045年を越えた現在、世界各地に媽祖を信仰する国は20数ヶ国あり、「媽祖廟」は5000社ほどあると言われている。信者は2億人を越えている。琉球も中国との冊封船や進貢船での交流から、航海安全ばかりでなく、媽祖信仰とその宗教的文化的影響を受けている。琉球に帰化した閩人36姓の中国人の信心のためその信仰は今も継承されている。東アジアをめぐる媽祖信仰の経緯を探る。

「韓国の海洋信仰—竜宮寺と豊漁祭とを中心に—」と題する研究は、金貞恵である。韓国は三方が海に囲まれており、海の守り神である観音信仰が盛んである。特に、南の玄関である釜山市の郊外に海に面して岸壁に建造されている竜宮寺は、男子安産の神と海の安全を守る観音像のあることで有名である。観音と媽祖信仰はどう関わるか。興味のあるところである。また、周囲の漁村では、立春の頃になると、10人くらいの巫女たちが豊漁と海の安全を祈って一週間ほど毎日神に祈りを捧げる儀式を数年に一度行う。これを「豊漁祭」と言って全国的に有名であり、国内外からその関連の研究者たちが来る。このような海事信仰に関する資料を現地取材を通して紹介し、日本・琉球・中国との関連性を追求する。

真栄平 房昭は、「清国を訪れた琉球使節の見聞体験録について」をテーマに研究する。1796年（清の嘉慶元年・日本の寛政8年）、琉球国王の使節団が江戸幕府のもとを訪れた。当時、薩摩藩の儒学者であった赤崎楨幹（海門と号す）は使節団一行と懇談し、彼らの中国見聞体験を聞き書きし、『琉客談記』という記録にまとめた。海門と面談したのは鄭章観、蔡邦錦の二名で、いずれも中国語に堪能な外交官であった。鄭章観は1786（乾隆51）年に「存留通事」として福州に渡航し、その後も二度北京に赴いた。蔡邦錦は1800（嘉慶5）年に都通事として北京へ派遣されたことが確認できる。その内実を究明する。

久万田晋は、沖縄の遊行芸人チョンダラー（京太郎）の芸能がどのように琉球列島各地に伝播波及していったかについて調査研究を進めている。具体的には、奄美諸島沖永良部島知名町瀬利覚に伝わる三十三回忌で歌われる念仏を現地取材し、チョンダラー伝承歌謡との関係について検討している。また、与論島の伝統行事である十五夜踊りの中にもチョンダラー系芸能との関連をもつ歌謡が存在しており、比較検討を進めている。この他にも、沖永良部島に伝わる《収納舞》、加計呂麻島の諸鈍シバヤ中の人形劇「タマティユ」、龍郷町秋名八月踊りの《ウントノマイ》等もチョンダラー系芸能の影響を伺わせる。これらについて、現在比較検討を進めている状況である。

本研究は、甲南大学を中心に、沖縄県出身者、中国人、韓国人の研究者からなっている。それぞれが民間レベルの角度から、各研究者のテーマに即して、日・中・韓の庶民生活の文化レベルでの研究をそれぞれ志向して、歴史的に東アジアに流れる共通の文化構造・文化意識を探求できればと思う。これらを通じて当時の民間レベルでの国際理解が如何なるものであったか、今にも通じる国際問題の理解を解く鍵にもなろうかと思う。

「現代の青少年問題への対応について」

No. 97 研究幹事 高石 恭子（文学部）

本研究チームは、メンバーの大半が学生相談カウンセラーで、今年5月に本学で開催された日本学生相談学会第24回大会をコーディネートした関係もあり、今期の研究の特徴は、現代の若者を援助・育成するために全国の大学がどのような取り組みをしているかを、学生相談の観点から情報収集・検討した点にある。現代の学生は高度情報化社会に生まれ育ち、携帯・e-mail・インターネットなど新しいコミュニケーション・ツールを使いこなし、広範囲な友達付き合いを軽やかにこなしているのかのように見える反面、赤の他人や異世代の人とのなまのコミュニケーションや持続的で深まりのある二者関係の新たな構築に苦手意識をもつ人が多い。また広範な人間関係を性格の使い分けによって生き抜くことは、自己イメージの混乱を生んだり、そもそもそうした器用な生き方のできない若者をコミュニケーションから回避する方向へと追いやっている。伝統的な家族や地

域的つながりが解体してきている社会背景もあって、対人関係能力を十分に育てることなく大学へ入学してくる若者に会うことも少なくない。全国の大学学生相談室の活動を見てみると、個人面接形式によって、信頼をベースに人とつながって成長する機会を学生に提供している事例は従来どおり多数存在する。しかし、こうした地道な個人面接の積み重ねだけでは、今日的なニーズに追いつかないのが現状である。多くの大学相談室がグループ形式のディスカッションやカウンセリングやアクティビティを採り入れて、体験の共有、対人コミュニケーションの実践とスキル・アップ、対人場面を通しての自己観察などが可能となる場を提供している。こうしたグループには、宣伝や実際の参加を通して相談室の存在を学内に周知し、ニーズのある学生を相談につなげていく効果もある。もはやカウンセラーは面接室で学生を待っているだけでなく、自分たちの関心のある分野や方法論を使ったグループ活動へも開かれていくことで、学生対応の幅を広げていく時代である。さらに、学内の他部署と連携（すなわち大学職員・教員との連携）によって、学生の心理面だけでなく学業・生活・将来設計などを多面的に支援している相談室が増えていることも顕著である。ここに個人面接で一カウンセラーがしっかり支えるという従来のな対応ではサポートしきれない多重的な問題を抱える学生像が見えてくる。彼らが参加できるグループという受け皿を用意したり、他部署と連携できる学内環境をつくったりするためには何年もかけた実践が不可欠で、学生相談カウンセラーがヴィジョンをもった相談室運営をこころがける必要がある。こういった観点も踏まえ、今期中に、学外の学生相談の研究者も交えた青年期支援に関する研究会を開催し、2年間の研究をまとめていく予定である。

平成18年度研究チーム概要

◎研究課題 (No. 98)

「インターネットによる多言語Eラーニングコンテンツの研究」

*研究の目的

甲南大学で開講している外国語学習をインターネット上での学習コンテンツにどのように作成するかの研究を行う。実際にコンテンツを開発しながら、外国語学習に適したものを作り上げたい。目的は大学等における語学教育を支援するためのEラーニングコンテンツを開発・実践することである。現在日本国内や世界各国において実際に活用されているEラーニングコンテンツをベースとして、外国語学習の4技能(聞く、話す、読む、書く)を織り込んで、学生が容易に、より効率的に外国語をマスターできるように教育用に再構築し、Eラーニングによる初学者から入門を終えた学習者向けコンテンツを開発し、その実践を通して、Eラーニング実務教育の確立を目指している。

*研究の内容および効果

外国語学習の4技能(聞く、話す、読む、書く)をバランスよく配置していく。1. 2年生の授業では、読・書・聴・話のコミュニケーション能力を総合的に学習できるよう、各言語の使用している教科書を研究・分析し、多様なタスクリスニング問題を多くし、Web上に公開する。自動採点機能により誤答・正答数が表示される。発音学習はネイティブの先生の口の動きを動画により表示する。更に自分の発音をPCに録音して確認する機能を設ける。文法学習をした後で、文法事項を使いながら対話文を作成し、最後に対話練習をするようにする。読解では、目標言語の国の新しい情報を集めてテキストにする。特にビデオ動画、写真、インタビュー、日本との比較やグループでの討議・発表などをWeb掲載し、内容理解の質問・ヒントや様々な情報へのリンクや検索機能を備える。

インターネットによる多言語Eラーニングコンテンツの研究はまだ広く行われていないのが現状である。実践と研究を重ねて、はじめてより優れたコンテンツの開発ができる。こうして開発されたコンテンツは大学の講義でも使用可能であり、講義の副教材としても使用できる。インターネット上で公開すれば、誰でも何時でも何処でも学習でき、授業時間だけの制限が無くなり、在宅学習、予習、復習も自由にすることができ、社会人教育、生涯学習などの分野でも活用出来る。本研究にはこのような研究効果と実践的な効果が期待される。

*総合研究として研究することの必要性

本研究のようなインターネットによる多言語Eラーニングコンテンツ開発の角度からの研究はまだ広く行われていない。これから日本の大学でのEラーニングによる外国語教育には欠かせない課題であるため、言語教育の専門家と情報教育の専門家の統合的な研究がもっと盛んに促進される必要がある。

*研究チームメンバーと所属と研究課題

柳原 初樹 (研究幹事)	国際言語文化センター	ドイツ語	ドイツ語教育	教材開発
胡 金定	国際言語文化センター	中国語学	Eラーニング教材開発	
井上 明	情報教育研究センター		情報システム	

◎研究課題 (No. 99)

「故伊藤正雄教授文章の整理と研究」

*研究の目的

故伊藤雅夫教授は昭和26年、甲南大学発足とともに、長きに亘って文学部で日本近世文学を講じてこられた一方、他方において福澤諭吉研究に心血を注ぎこまれてきた。その教育と研究に関する資料は、伊藤教授が亡くなられた後、甲南大学文学部国文科によって一括して購入され、未整理のまま文字通り筐底に秘されているといっても過言ではない。そこでその資料を整理し、伊藤教授の教育的ないし学問的位置づけを研究し、甲南

大学を擁する甲南学園の歴史と福澤研究の発展に寄与することを目的とする。

*研究の内容および効果

第一に、未整理状態の伊藤文書を分類整理することによって、研究資料として使いやすいようにする。これによって、伊藤教授が収集した資料を容易に学内外の研究者に提供することが可能となる。

第二に、伊藤教授の教育と学問的営為の歴史的位置付けを行うことによって、甲南学園史の教育・研究部門の一つのモデルケースを提供することができる。

第三に、伊藤教授の名を後世に残している福澤研究資料は、学外者の研究者や研究機関との交流の賜物であり、それを整理研究することは、学術研究における、一つの有り様を内外に発することができ、甲南大学の位置づけを高めることができる。

*総合研究として研究することの必要性

伊藤教授の専門は近世文学であるが、福澤研究でも著名である。従ってその資料の整理・研究には、書誌学的素養をもった研究者が必要であり、尚、日本語・日本文学の専門家のみならず伊藤福澤論の特徴ともなっている欧米文献との考証ができる研究者が必要である。これには一つの専門分野の専攻者のみでは到底なしえない。総合研究として研究することの必要性の所以である。

*研究チームメンバーと所属と研究課題

木股 知史 (研究幹事)	文学部	伊藤文書の総合的研究
都染 直也	文学部	伊藤文書の書誌学的研究
中島 俊郎	文学部	伊藤文書の欧米文献の研究
安西 敏三	法学部	福澤研究における伊藤正雄
西沢 直子	慶応義塾大学福澤研究センター	伊藤文書における慶応関係者の研究

◎研究課題 (No. 100)

「道徳哲学の現在—社会と倫理—」

*研究の目的

現代日本社会にあって、倫理意識の低下が叫ばれて久しい。政治家やジャーナリズムの倫理については言うに及ばず、経営ないし経済に携わる者の倫理意識、あるいは学問や教育に携わる者の倫理意識、さらにはスポーツ界や芸能界などにおける倫理意識の問題は毎日のように伝わってくる。「武士道」を訴えている本が、その内容についてはともかく、驚くほど売れていることは、その反面における現れである。

甲南学園の創設者である平生鈺三郎は、その教育理念において人格の形成を旨としたが、それには徳育を、知育と体育とともに、重視する必要があると訴えている。

そこで徳育問題を射程に容れながら、現代社会における倫理ないし道徳の問題についての何らかの方策を見出すべく一契機として、倫理ないし道徳の問題を幅広く研究するために、本研究を立ち上げることにした。

*研究の内容および効果

倫理ないし道徳問題について具体的に接近するため、手始めに、具体的な政治や行政、さらには経済行為や経営、さらには科学や教育における倫理意識についての既存の研究を概観する。そして日本や諸外国における倫理意識ないし道徳観を形成していたと言われる諸思想について概観する。そうしたことを踏まえて、現代の倫理ないし道徳についての学説と諸々の社会事象とを突合わせることによって、研究・教育の場としての大学から、社会への新たな倫理ないし道徳に対する見解を提示し、広く社会に益する一段階としたい。

*総合研究として研究することの必要性

倫理ないし道徳の問題はあらゆる分野に基底する。それは政治・経済・法・経営などの社会科学分野のみな

らず、当然に人間の問題でもある故に人文科学分野や、生命に関わる科学の成果の、ないし実験等にも密接に関わる問題である故に自然科学分野など、様々な専門家の協力なしには行い得ない。総合研究が必要不可欠である所以である。

*研究チームメンバーと所属と研究課題

安西 敏三 (研究幹事)	法学部	日本思想における武士道の位相
黒田 忠史	法学部	法と倫理—法曹職を中心に—
西山 隆行	法学部	政治と倫理—「正義」をめぐる—
久保 はるか	法学部	科学行政と倫理—環境をめぐる—
中島 俊郎	文学部	L. スティーブンの倫理学—労働者の倫理論を中心に—
安武 留美	文学部	道徳と女性運動
小島 修一	経済学部	資本主義と職業倫理
藤本 建夫	経済学部	経済社会と道徳
柴 孝夫	京都産業大学経営学部	経営と倫理
遠藤 雅巳	神戸国際大学経済学部	公共哲学と道徳
石山 徳子	明治大学政治経済学部	地理学と倫理—環境正義の観点から—
森田 美芽	大阪キリスト教短期大学神学科	共生社会における倫理

◎研究課題 (No. 101)

「21世紀の刑事司法—アジアの中の日本司法—」

*研究の目的

20世紀から21世紀にかけて、刑法、刑事訴訟法、刑事政策の世界は、社会のあたらしい動きに対応するため、さまざまな立法による制度改革を進めてきた。

刑法分野では、組織的犯罪処罰法など新型の犯罪に対処する立法が次々と制定されている。

刑事訴訟法分野では、刑事訴訟法自体の改正と裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の制定などにより、市民が参加する裁判がはじまる。

刑事政策の分野では、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律が制定されて古い監獄法は廃止された。

こうしてわが国の刑事司法は、21世紀に入って立法によって大きく姿をかえた。それが、各分野においていかなる改善をもたらすことになり、全体として我が国司法は、いかなる方向に進もうとしているのかを大局的に明らかにする。

そうした大きな視点から、さらに予定されるべき立法改革のあるべき姿と運用改善の方向を提示する。

*研究の内容および効果

(1) 研究の内容

(ア)刑法分野では、組織犯罪処罰法とサイバー犯罪を中心に、あたらしい犯罪現象を立法によって規制することの当否、立法のありかた、実際の事例と立法の解釈適用上の問題点などについて実情調査を行う。

(イ)刑事訴訟法の分野では、2005年に公判前整理手続がはじまった。公判前に争点を整理し、証拠開示をおこなって、公判が迅速かつ適正に行われることをめざしたものである。その運用の実態を探り、立法のねらいがどのように定着しているのか実情調査を行う。

(ウ)刑事政策の分野では、監獄法が全面改正された。あたらしく、刑事施設・受刑者処遇に関する法律が制定された。そのもとで、現代社会にとって意味のある施設内処遇が実際に実施されているのかどうか実情を調査する。

(エ)アジア各国でも20世紀の末から21世紀にかけて様々な司法改革がすすめられている。すでに我が国が完全に遅れている分野もある。そこで、我が国の司法改革がアジア全体からみたときに、いか

なる方向、姿勢を示しているものか、大局的に比較検討し、今後あるべき司法改革を検討する。そのため、海外調査を実施する。

(2) 研究の成果

- (ア) 研究では、21世紀の日本を「司法」の分野から統括的大局的に観察し、あるべき方向性を探る。それ自体、司法改革の全般的評価として意味がある。
さらに、こうした大局的な視点からの分析を踏まえて、各分野におけるより個別的具体的な論点や争点の解釈・解決を検討することができる。
- (イ) 学部と法科大学院の教員による共同研究として実施するものである。こうして獲得した知見は、各担当講義の内容に直接・間接に取り込んでいく。そうすることにより、学生、院生がより大局的に法制度の意義を知ることができる。
- (ウ) 研究面での知見もさることながら、とくにアジア各国の司法改革を実情調査した成果は、講義において、受講生、院生に、何故法を学ぶのか、何故法律家を目指すのかを語る材料を豊富なものとする。夢をかたる教育を実現するには、我が国の実情を知り、他国の動向を探り、大きなパースペクティブで議論を提示する必要がある。

*総合研究として研究することの必要性

- (ア) 以下のチームメンバーでも分かるように、法学部、法科大学院それぞれの刑事研究者の専攻分野が異なるのでそれらを統合して、司法改革全般の大局的分析をしなければならない。
- (イ) 各分野とも、実務現場の実情調査を要するが、法科大学院実務家教員の参加によってこれが実現できる。
- (ウ) 法学部、法科大学院それぞれに研究成果を還元し、刑事法教育全般の質を向上させ、そこから優秀な法曹養成の筋道を明確にすることができる。

*研究チームメンバーと所属と研究課題

神山 敏雄	法科大学院	経済刑法と組織犯罪
平山 幹子	法学部	刑法総論と組織犯罪
園田 寿	法科大学院	サイバー犯罪と立法
浅田 和之	法科大学院	経済犯罪と弁護実務
渡辺 顕修 (研究幹事)	法科大学院	司法改革と整理手続
徳永 光	法学部	整理手続と証拠開示
秋田 真志	法科大学院	整理手続の実務
小坂井 久	法科大学院	司法改革と弁護実務
前田 忠弘	法学部	新しい刑事政策
須藤 正夫	法科大学院	検察と刑事政策

◎研究課題 (No. 102)

「これからの外国語教育をめぐって」

*研究の目的

21世紀はグローバル化が一層進む「多言語・多文化社会」であり「知識基盤社会」であると言われる。国際的にもケルンサミット等を契機として、世界各国において「知識基盤社会化」を念頭に置いた教育改革が大幅に進展しつつある。その中であって外国語教育・言語教育は他者のコミュニケーションがとれる外国語の運用能力の向上が求められ、また将来にわたる共生をめざして他者の文化・生活習慣を理解・尊重する個人の育成が必要とされている。このような世界的教育の動向の中で、外国語教育・言語教育はこれからどうあるべきなのか。必要とされるコミュニケーション言語能力(言語能力、社会言語能力、言語運用能力)とはいかなるものか。また、どのような教授法によって教育効果が高まり、教育現場に適応させることが可能なのか。そして、

異文化とコミュニケーションを進める中で自文化と異文化への理解および国際理解は外国語教育といかに関連して行われるべきか。以上のような課題と目的のもとに本研究は行われる。

* 研究の内容および効果

研究内容は、日本の教室環境における外国語学習から目標言語圏での言語習得へ向けての現状分析と今後の方向づけである。効果としては、甲南大学のこれからの外国語教育および日本語教育にその成果を反映すること、そして甲南大学が推進しようとしている「甲南プログレス・プロジェクト」について理論形成をはかることである。

* 総合研究として研究することの必要性

甲南大学における第二外国語としてのドイツ語教育、外国人を対象とする日本語教育、日本人を対象とする日本語教授法の観点から、各分野を専門とする教員による多角的な視点に基づいて、これからの甲南大学の外国語教育と日本語教育を総合的に研究すること。

* 研究チームメンバーと所属と研究課題

原田 登美 (研究幹事)	国際言語文化センター	日本語教育の現状と今後の課題
中島 孝幸	文学部	アジアにおける日本語教育の現状と教員養成 外国語としてのドイツ語教育の現状と今後の課題
藤原 三枝子	国際言語文化センター 国際交流センター	ヨーロッパにおける外国語教育・異文化理解教育・ 複言語教育

◎研究課題 (No. 103)

「日韓食文化の比較研究」

* 研究の目的

日韓の交流がその度合いを深めるにつれて両国の人々が互いの食文化を体験する機会が増えてきている。そんな中、各々が身につけてきた食に関する価値観をもって相手の食文化を評価しがちな傾向が見受けられる。そこで、相互の異なる食文化に対する正しい知識、ひいては真の相互理解のため、日韓のそれぞれの食が文化として定着する過程や食環境、そして食事作法の形成に至るまでを比較、分析し、異文化理解につなげることを目的とする。

* 研究の内容および効果

食文化とは、人間の営みの中で途切れることなく受け継がれ再生産された結果であり、一つの文化として定着した今もなお、新たな変貌を遂げているため、その定着の過程や作法の形成に対する実証は簡単ではない。しかし、文献史料や絵図などに残されている食に関する欠片の諸相を分析して、現在の食文化として定着するまでの経過、食材料の選択、食事作法の形成などを明らかにして、食に関する比較研究として提示したい。

この試みは、食文化の理解はもとより、異文化理解、ひいては日韓両国が懸案を抱く歴史・政治・経済問題における相互理解にも役立つものと期待される。

* 総合研究として研究することの必要性

人間の一番身近なところにある食に関する研究が、今までは歴史・政治・経済に対する研究より疎かにされて、なかなか総合研究としては取り扱われない傾向があった。しかし、グローバル化時代の到来によって、国境を越えて人々の往来が盛んになり、その中で世界の様々な食に接する機会が多くなったことで、食文化の総合研究がその必要性を増してきている。とりわけ、日本と韓国は地理的・経済的・歴史的にも不可分の関係にあることから、日韓の食文化に関する比較研究は欠かせないことであり、様々な分野の研究者を助ける上でも総合的な研究が必要である。

*研究チームメンバーと所属と研究課題

金 泰虎 (研究幹事)	国際言語文化センター	日韓の食事作法—作法の相違とその作法形成の原因を中心に—
張 起権	大手前大学人文科学部	日本と韓国における食文化の相互影響

(

(